

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	公共施設へのネーミングライツの公募 実施について	資 産 マ ネ ジ メ ン ト 課
2	エディブル・スクールヤード推進事業 の名称及び今後の展開について	地 域 政 策 課
3	緊急銃猟対応マニュアルの策定につい て	環 境 保 護 課
4	小田原市消防本部定員管理計画の策定 について	消 防 総 務 課
5	県西地域における消防指令業務の共同 運用に関する検討について	消 防 総 務 課

令和 8 年 8 月 4 日

公共施設へのネーミングライツの公募実施について

1 概 要

市の公共施設へ愛称を付与する企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設の維持管理や施設の魅力向上に活用することで、市民サービスの向上や、施設の持続可能な運営に繋げることを目的として、市の公共施設へのネーミングライツを導入する。

2 対象施設

次の 22 施設を予定。

分類	施設名
社会教育系施設	尊徳記念館
	郷土文化館
	小田原市生涯学習センター本館
	小田原市生涯学習センター国府津学習館
	小田原市立中央図書館
保健・福祉施設	前羽福祉館
	下中老人憩の家
	生きがいふれあいセンターいそしぎ
	ふらっと城山
スポーツ施設	城山庭球場
	城内弓道場

	御幸の浜プール
供給処理施設	扇町クリーンセンター
	環境事業センター
	リサイクルセンター
公園	街区公園
	城山公園
競輪場関連施設	小田原競輪場
	サンサンヒルズ小田原
市民文化系施設	下曽我市民集会施設
学校教育系施設	学校給食センター
卸売市場	小田原市公設水産地方卸売市場

指定管理者制度導入施設※ は、指定管理者又はその構成企業等をネーミングライツパートナーの優先交渉権者として、実施意向を確認する。意向がない場合は公募の調整を行い、調整が整った施設は対象とする。

施設の性格上、導入に適さない施設（市庁舎、消防署所、学校、保育園、幼稚園、認定こども園、医療施設、市営住宅、斎場、霊園、史跡、登録有形文化財、指定管理者制度導入施設のうち指定管理者と公募の調整が整わなかった施設等）は対象外とする。

※指定管理者制度導入施設は、おだわら市民交流センター、小田原市鴨宮ケアセンター、小田原市歯科二次診療所、小田原市いこいの森、小田原市梅の里センター、小田原市梅の里センター分館曾我みのり館、上府中公園、小田原こどもの森公園わんぱくらんど、辻村植物公園、小田原フラワーガーデン、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城山陸上競技場、小田原テニスガーデン、小峰庭球場、

小田原駅西口第1自転車駐車場、小田原城天守閣、小田原城常盤木門、小田原城歴史見聞館、小田原漁港交流促進施設、小田原市斎場、小田原市立小田原駅東口図書館、おだぴよ子育て支援センター、マロニエ子育て支援センター、いずみ子育て支援センター、こゆるぎ子育て支援センター、小田原市観光交流センター、国府津駅自転車駐車場、小田原市民ホールの28施設。

3 公募方法

次の2種類の方法で原則公募により実施する。

(1) 民間提案型（今回実施）

対象施設の中から、希望の施設に対して愛称やネーミングライツ料等の提案を募集する。募集は随時受け付けるが、運用上募集期間を設定する場合がある。

(2) 市提示型（必要に応じて今後実施）

市が対象施設と条件を設定した上で、その施設に対して愛称やネーミングライツ料等の提案を募集する。募集は期間を定めて受け付ける。

※指定管理者制度導入施設のうち、ネーミングライツパートナーの優先交渉権者と交渉した結果、公募対象とすることとした施設は、市提示型で公募を行う予定。

4 ネーミングライツパートナーの選定と契約の締結

ネーミングライツの応募があった場合は、庁内組織の「小田原市ネーミングライツパートナー選定委員会」による審査を行い、選定されたネーミングライツパートナー優先交渉権者と条件等の協議を経て契約を締結し、開始に向けた準備を行う。

5 ネーミングライツの契約期間

5 年を基本とするが、協議により変更も可とする。

6 ネーミングライツの愛称の条件

- (1) 市民や施設利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさ等、理解が得られる愛称で、原則 20 文字以内であること。
- (2) 小田原市有料広告掲載要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しないもの。
- (3) 商標権及び著作権等権利関係の問題が生じない又は生じるおそれがないもの。

※施設の特性に応じて、特定の地名やキーワードを含める等、市が希望する条件を募集要項にて設定する場合がある（愛称を公募した生涯学習センター本館けやきで、「けやき」を含めることなどを想定）。

※市が愛称として適当でないと判断した名称は使用できない。

※会社の統廃合等、真にやむを得ない場合を除き、契約期間内における愛称の変更は原則不可。

7 費用負担

ネーミングライツパートナーと市の費用負担は次のとおり。

区分	ネーミングライツ パートナー	市
ネーミングライツ料	○	
敷地内外の看板等の表示変更 ※1	○	
契約期間終了後の原状回復	○	

パンフレット、封筒等の印刷 物やホームページの表示変 更 ※2	○ (ネーミングライツパー トナー作成物に限る)	○ (市作成物に限る)
---------------------------------------	--------------------------------	----------------

※1 市が設置したものでない看板等の表示を変更する場合は、ネーミングライツパートナーが関係機関等と調整する。

※2 印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、双方協議の上、表示変更の時期等を決定する。

8 スケジュール

令和8年9月 民間提案型の募集を開始

※準備が整えば8月中に募集を開始する。

9月 ネーミングライツパートナー選定、協議、契約、

～令和9年3月 市議会・市民への周知、ネーミングライツ開始準備

4月 ネーミングライツ開始

※準備が整えば令和8年度中に開始する。

ネーミングライツ導入ガイドライン（案）

1 ガイドライン策定の趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設の命名権（「ネーミングライツ」という。）の導入の基本的な考え方を整理したもので、小田原市有料広告掲載要綱に定めのないネーミングライツの対象や募集の方法、応募者の選定方法等について定めるものです。

2 ネーミングライツ導入の目的

市の公共施設へ愛称を付与する企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、施設の維持管理や施設の魅力向上に活用することで、市民サービスの向上や、施設の持続可能な運営に繋げることを目的として、市の公共施設へのネーミングライツを導入します。

3 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツは、企業等と市とで契約を締結し、施設へ愛称を命名することで、ネーミングライツパートナーから対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、ネーミングライツ導入の目的達成を目指すものです。
- (2) ネーミングライツパートナーから得たネーミングライツ料については、原則として当該施設の維持管理費や運営費に充てることとします。
- (3) ネーミングライツ導入後、設定した愛称を市は積極的に使用することとしますが、条例で定める施設の名称は変更しません。

4 ネーミングライツの募集形態（公募方法）

導入対象施設の中から、希望の施設に対して愛称やネーミングライツ料等の提案を募集する「民間提案型」と、市が対象施設と条件を設定した上で、その施設に対して愛称やネーミングライツ料等の提案を募集する「市提示型」の2種類があります。

5 ネーミングライツの導入対象施設

施設の性格上、導入に適さない施設（※）を除く、市が所有する施設全般を対象とします。

（※）：市庁舎、消防署所、学校、保育園、幼稚園、認定こども園、医療施設、市営住宅、斎場、霊園、史跡、登録有形文化財。また、指定管理者制度導入施設については、指定管理者と調整が整わなかった場合に公募の対象外とします。

6 ネーミングライツ料

ネーミングライツパートナーから得る対価については、次のとおりとします。

- (1) 「民間提案型」：金銭だけではなく、製品等の提供や役務（サービス）の提供等も可能です。
- (2) 「市提示型」：金銭とし、導入施設の利用者数、維持管理及び運営に係る経費、他の地方公共団体における事例等を踏まえ、市の希望するネーミングライツ料を設定します。

7 ネーミングライツの契約期間

5年を基本とし、協議により変更も可とします。

8 ネーミングライツの愛称の条件

- (1) 市民や施設利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさ等、理解が得られる愛称で、原則 20 文字以内であること
- (2) 小田原市有料広告掲載要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しないもの
- (3) 商標権及び著作権等権利関係の問題が生じない又は生じるおそれがないもの

※施設の特性に応じて、特定の地名やキーワードを含める等、市が希望する条件を募集要項にて設定する場合があります。

※市が愛称として適当でないと判断した名称は使用できません。

※会社の統廃合等、真にやむを得ない場合を除き、契約期間内における愛称の変更は原則できません。

9 募集手続き

ネーミングライツの募集は、別に募集要項を作成し実施します。

応募しようとする方は、募集要項に基づき、期限までに必要書類を市に提出します。

(1) 募集方法

募集は、原則公募とし、市ホームページ等への掲載により行います。

※指定管理者制度導入施設については、「18 指定管理者制度導入施設における注意事項」に記載のとおり行います。

(2) 応募ができる方

個人及び次に掲げる方を除き、スポンサーになることを希望する方は応募することができます。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されている企業等

イ 市から指名競争入札の指名停止措置を受けている企業等

ウ 市税を滞納している企業等

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中の企業等又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の企業等

オ 政治性又は宗教性のある事業を行う企業等

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）において、風俗営業と規定される業種及びこれに類似する業種を行う企業等

ク その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと市が認める企業等

※この他、施設の特性に応じ、募集要項で条件を加える場合があります。

(3) 募集期間

ア 「民間提案型」は随時募集を行います。なお、運用上募集期間を設定場合があります。

イ 「市提示型」は2か月以上の募集期間を設定します。

※募集期間内に応募がなかった場合は、募集要項の内容を見直した上で、再度募集を行うか検討します。

(4) 応募に要する経費の費用負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

10 ネーミングライツパートナー優先交渉権者の選定

- (1) ネーミングライツの応募については、ネーミングライツ事業を所管する資産マネジメント課において資格内容を確認するとともに、小田原市有料広告掲載要綱に基づく小田原市広告審査会において広告掲載に関する疑義を審査した後、庁内組織の小田原市ネーミングライツパートナー選定委員会において審査を行い、ネーミングライツパートナー優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）及び次点者を選定します。なお、審査基準は別に定めます。

※審査基準の例は次のとおりです（例示順は実際の配点順と関連していません）。

ア 愛称（呼びやすいか、分かりやすいか、施設のイメージとの整合はどうか）

イ 契約期間中のネーミングライツ料（金額の高さはどうか）

ウ 経営の安定性（ネーミングライツ料を支払うことができる財務状況であるか）

エ 企画提案内容（施設の魅力向上や市民サービスの向上等につながる提案であるか）

- (2) 応募が1者の場合でも、小田原市ネーミングライツパートナー選定委員会による審査を行い、優先交渉権者を選定します。なお、審査の結果、選定基準を満たす応募者がいなかった場合には、優先交渉権者を選定しません。

- (3) 契約締結までの間に、優先交渉権者が応募資格を欠くこととなったときや、信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれがあるときは、市は、選定を取り消すことができることとします。

11 ネーミングライツパートナーメリット

ネーミングライツパートナーと協議の上、ネーミングライツを導入する施設ごとに、施設の設置目的や関連法令の規定等を踏まえ決定します。

市が想定しているネーミングライツパートナーメリットの例は、次のとおりです。

- (1) 標識類や施設看板等（市が管理するものに限る）への愛称の標示

- (2) 施設パンフレット等への愛称記載

- (3) 市の広報紙やホームページ等における施設名称は、原則愛称を使用

※市民や施設利用者の混乱を避けるため、状況に応じて正式名称を併記する等の措置を講じる場合があります。

- (4) 施設の設置目的や関連法令等の範囲内で定めるもの（施設の利用、広告の掲出等）

12 契約の締結と公表

優先交渉権者と協議し、契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者と協議します。

契約を締結したネーミングライツパートナーについては、企業等の名称を公表するほか、ネーミングライツの内容を市ホームページ等で公表します。

13 費用負担

ネーミングライツパートナーと市の費用負担は、次のとおりとします。

詳細については、双方協議の上、契約書等で定めることとします。

区分	ネーミングライツ パートナー	市
ネーミングライツ料	○	
敷地内外の看板等の表示変更 ※1	○	
契約期間終了後の原状回復	○	
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更 ※2	○ (ネーミングライツ パートナー作成物に 限る)	○ (市作成物に限る)

※1：市が設置したものでない看板等の表示を変更する場合は、ネーミングライツパートナーが関係機関等と調整することとなります。

※2：印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、双方協議の上、変更時期等を決定します。

14 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーが応募資格を欠くこととなったときや、信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。なお、この場合における原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担することとします。

なお、市の事情や責めによる契約の内容に適合しない事由の発生により、ネーミングライツの維持が困難となり、契約を解除した場合についての原状回復に必要な費用は、市が負担することとします。

15 ネーミングライツ料の返還

すでに納付されたネーミングライツ料については、原則返還しません。

ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰すことができない事由により契約の解除に至る場合は、契約期間の残期間に相当するネーミングライツ料を返還します。

16 契約期間満了後の取扱い

市は、契約期間満了までに、当該施設のネーミングライツを継続するか判断します。

継続すると判断した場合、又は契約期間終了の前年度までに現ネーミングライツパートナーから契約更新の申入れがあった場合は、現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者として次期契約の協議ができることとします。

なお、申入れの前に、公平性や競合性等の観点から、市が次期ネーミングライツパートナーに

ついて、公募を行うことが適当と判断した場合は、現ネーミングライツパートナーと調整をした上で、公募を行うことができることとします。

17 市議会への情報提供と市民への周知

ネーミングライツの実施に関して、募集開始時や契約締結時に、スケジュールや契約内容を市議会へ情報提供するとともに、市ホームページ等で市民へ周知するなど、情報共有に努めます。

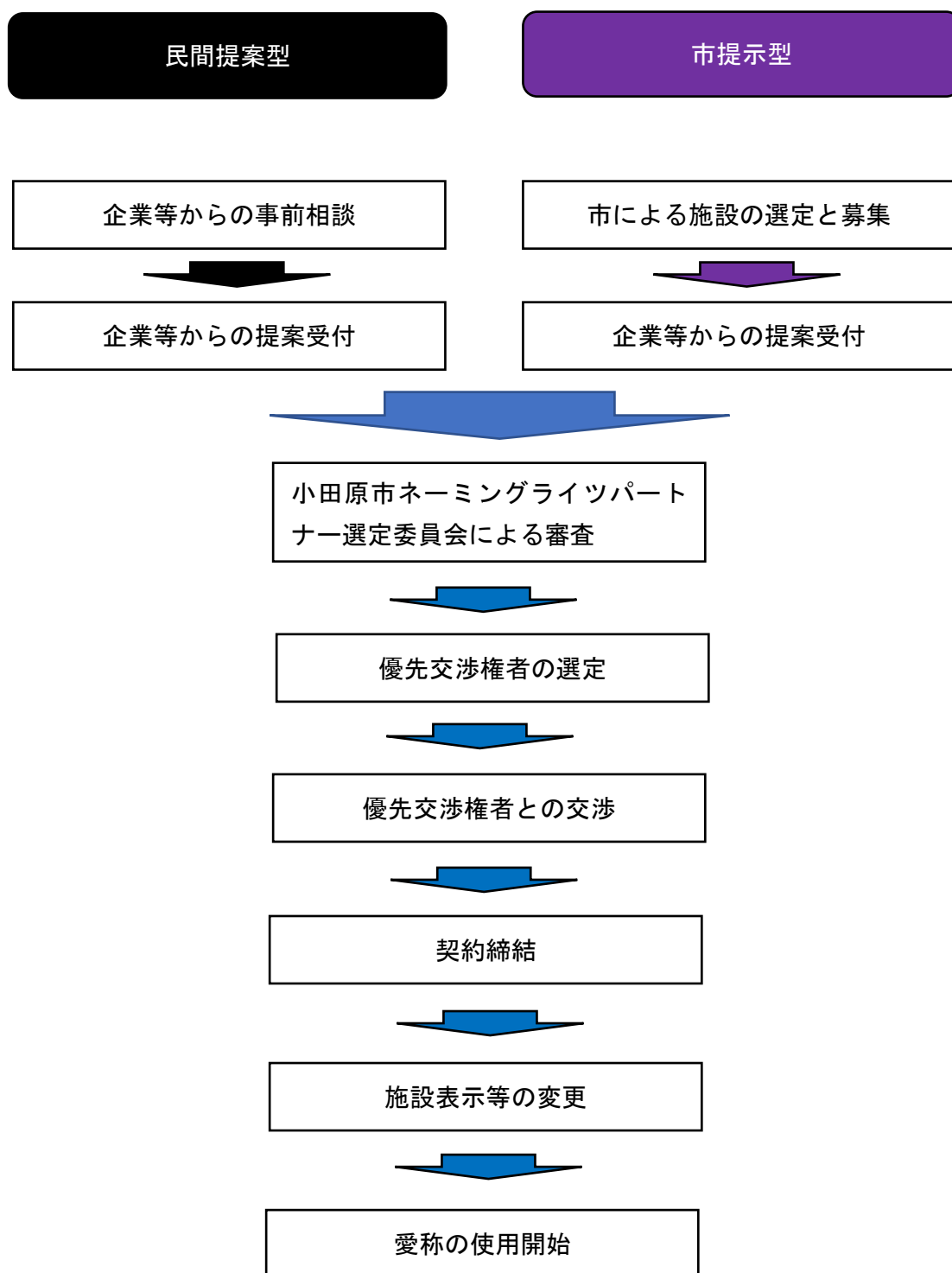
18 指定管理者制度導入施設における注意事項

- (1) 指定管理者制度導入施設については、指定管理者又はその構成企業等を優先交渉権者としします。
- (2) 優先交渉権者との交渉の結果、協議が整わなかった場合は、指定管理者と調整の上、ネーミングライツパートナーを公募することができることとします。
- (3) 指定管理者制度の新規導入時や指定管理者の更新時に、指定管理者の募集と合わせてネーミングライツパートナーの募集を行うことができることとします。
- (4) 指定管理者とネーミングライツパートナーが異なる場合について、ネーミングライツの契約期間は、現指定管理者の指定期間とする場合があります。
- (5) 指定管理者制度導入施設においてネーミングライツを実施する場合の費用負担については、次の点に留意します。
 - ア 指定管理者がネーミングライツパートナーとなった場合は、ネーミングライツ料は、指定管理に係る管理運営経費や事業実施に当たっての必要な経費（自主事業業務に係る経費を含む）となりません。
 - イ 指定管理者とネーミングライツパートナーが異なる場合で、本ガイドライン「13 費用負担」で規定する費用負担以外に、ネーミングライツの導入を起因として副次的に発生する費用負担については、指定管理者、ネーミングライツパートナー及び市の協議により決定します。

19 その他

このガイドラインは、運用状況等に応じ、適宜見直します。

ネーミングライツ導入の簡易フロー



エディブル・スクールヤード推進事業の名称 及び今後の展開について

1 概 要

市議会３月定例会における様々な意見及び令和８年度当初予算に対する附帯決議を踏まえ、本事業の対応及び今後の展開について報告する。

2 対応のポイント

(1) 市議会からの指摘事項

ア 事業目的について、エディブル・スクールヤード（以下、「E S Y」という。）は本来、教育プログラムであるのに対し、本市では、地域における多世代交流の場づくりの事業とした点に違和感がある。

イ 教育的要素についての明確な視点が欠けており、E S Yという事業名には疑問が残る。

ウ 現時点で広く担い手を確保する見通しも十分とは言えない状況であり、事業の持続可能性に対する懸念がある。

(2) 指摘事項への対応

ア 再度検討した結果、E S Yが持つ教育的理念は尊重しつつも、学校現場の声も踏まえ、教育プログラムとしての導入を前提とせず、地域における多世代交流の場づくりにより、新たな関わりを生み出すことを事業目的として位置づけることが、本市の実情に適していると判断した。

イ その場合、教育プログラムを連想させる現状の事業名は再考の余地があることから、今年度の取組を通じて意見聴取も行い、事業目的に沿った新たな名称を検討していく。

ウ 展開にあたっては、地域の負担増とならないよう地域担当職員が伴走支援しながら、これまで地域活動に関わってこなかった子育て世代などの多様な人々が参加する機会を創出していく。

3 今後の展開

一般社団法人エディブル・スクールヤード・ジャパンとの業務委託契約に基づき、次の業務を実施していく。

(1) 研修講座等の開催

市内の実践者や本取組に興味のある多様な人々の関わり合いを通じて、多世代交流の創出や輪の広がり、人材の発掘・育成につなげるため、研修講座や周知イベントを開催する。

(2) 冊子の作成

本事業の概要、実践現場の視察・ヒアリングを踏まえた市内の多様な実践、研修講座の様子、今後の展開に向けた所見等を掲載した冊子を作成する。

4 農と食を介した多世代交流の場づくりキックオフイベント

農と食をテーマに、多世代交流の場づくりに向けた機運を醸成していくため、次のとおりキックオフイベントを開催する。

日時：令和8年9月5日（土）9時30分から12時

場所：市役所7階大会議室

内容：映画鑑賞、トークセッション、参加者間交流

対象：市内在住・在勤または在学している方、50人程度

5 今後のスケジュール

令和8年9月 キックオフイベント

10月 研修講座（フィールドワーク①）

11月 研修講座（フィールドワーク②）

12月 報告会

～12月 実践現場の視察・ヒアリング

令和9年2月 冊子完成

緊急銃猟対応マニュアルの策定について

1 目 的

人の日常生活圏にクマ等が出没し、人身・物件への被害発生のおそれが極めて高く、他の手段では住民の安全確保が困難な場合に、安全かつ迅速に銃器による捕獲（緊急銃猟）を実施する体制、役割、実施手順を明確にするため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）及び環境省が定める「緊急銃猟ガイドライン」に基づき、小田原市緊急銃猟対応マニュアルを策定する。

2 関連組織

神奈川県、小田原警察署、猟友会小田原支部、その他鉄道事業者等

3 概 要

(1) 適用する動物及び状況

法第 38 条の 2 に基づく区域（住居集合地域等）に出没したイノシシまたはツキノワグマ（以下「クマ等」という。）のうち、住民の生命・身体に重大な危険を及ぼすおそれがあり、緊急に排除が必要と判断された個体への対応に適用する。

(2) 緊急銃猟に備えた平時からの事前準備

ア 関連組織における役割分担の設定

住民の安全確保と銃器使用時の二次被害防止を最優先とする観点から、各組織における役割分担を定める。

イ 捕獲関係者（県、警察、猟友会）会議の実施

捕獲関係者を集めた会議を、年 1 回以上行う。

(3) クマ等出没時の対応

Step 1	通報受理	市民や関係機関等からクマ等の出没に関する通報を受け、クマ等の状況に関する聞き取りを行う。
Step 2	情報共有と対応体制の整備	緊急銃猟を実施する可能性がある状況の場合、環境部内にて情報共有を行い、捕獲関係者に情報を伝え、出動要請を行う。
Step 3	市民への注意喚起 (第一報)	市ホームページ、SNS、防災無線などにより、クマ等の出没情報や注意喚起する「第一報」を行う。
Step 4	現状確認・体制構築・ 計画立案	捕獲に向けた体制を構築し、現状確認をするとともに捕獲計画を立案する。
Step 5	緊急銃猟の決定	緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）に基づく条件を確認し、緊急銃猟の実施を決定する。
Step 6	市民への注意喚起 (第二報)	緊急銃猟の実施に伴う通行制限等について、市民等に対し注意喚起する「第二報」を行う。
Step 7	安全確保措置(通行規制、 避難誘導)の実施	通行規制、避難誘導を実施し、住民の安全を確保する。
Step 8	外部委託、捕獲者の要件 確認と留意事項の伝達	捕獲者（猟友会等）に対し、銃猟の実施を委託する。

Step 9	銃猟の実施	捕獲者自身が発砲のタイミングを判断し、銃猟を実施する。
Step10	安全確認、着弾・個体の記録、被害確認	目標個体が確実に死亡したか、弾の貫通や跳弾の痕跡はないか等を確認し、危険性が確実に排除されたかを確認する。
Step11	個体の処分、報道発表、市民への注意喚起 (第三報)	現場撤収に向けて片付け等を行い、動物の血液等で現場が汚損されている場合は可能な限り原状復帰に努めるとともに、捕獲が終了した旨を、市民等に対し報告する「第三報」を行う。

4 策定予定日

令和 8 年 9 月 1 日

小田原市
緊急銃猟対応マニュアル（案）

令和8年9月

環境保護課

目 次

1 はじめに

(1) 目的	1
(2) 適用する動物及び状況	2
(3) 用語の定義	2

2 緊急銃猟に備えた平時からの事前準備

(1) 各組織における主な役割	3
緊急銃猟に際して徹底すべき「バックストップ」の概念	4
(2) 対応に係る班編成	5
(3) 物品の準備及び管理	6
(4) 関係者へのマニュアルの周知	7
(5) 捕獲関係者会議の実施	8
(6) 保険の加入	8

3 クマ等出没時の対応

(1) Step 1 通報受理	9
(2) Step 2 情報共有と対応体制の準備	10
＜参考＞Zoomによる情報共有イメージ図	10
(3) Step 3 市民への注意喚起（第一報）	11
＜参考＞必要最低限の情報（第一報）	11
＜参考＞周知媒体別イメージ	12
＜参考＞情報共有スキーム	12
(4) Step 4 現状確認・体制構築・計画立案	13
＜参考＞緊急銃猟以外の手法	15
＜参考＞着用ビブス	15
＜参考＞対応検討フロー図	16
(5) Step 5 緊急銃猟の決定	17
(6) Step 6 市民への注意喚起（第二報）	17
(7) Step 7 安全確保措置（通行規制・避難誘導）の実施	19
(8) Step 8 外部委託、捕獲者の要件確認と留意事項の伝達	20
(9) Step 9 銃猟の実施	21
夜間における緊急銃猟	21
(10) Step10 安全確認、着弾・個体の記録、被害確認	22
(11) Step11 個体の処分、報道発表、市民への注意喚起（第三報）	23

4 巻末資料

出没状況記録票	25
表 13 緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）	26
表 17 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	27
緊急銃猟実施報告様式	28

1 はじめに

(1) 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）の一部が改正され、令和 7 年 9 月 1 日より、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（以下「クマ等」という。）を対象に実施する「緊急銃猟制度」が開始された。

緊急銃猟とは、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、市町村長の判断による銃猟を可能とする制度である。

人の日常生活圏におけるクマ等の出没にあたっては、住民の安全確保を最優先とするものだが、必ずしも緊急銃猟をもって対応しなければならないわけではなく、現場の状況を観察しながら、追い払い等を含む複数の手段の中から最適な手段を選択し、対応する必要があることに留意する。

本マニュアルは、環境省作成の「緊急銃猟ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、市街地において、人身・物件への被害発生のおそれが極めて高く、他の捕獲・追い払い手段では住民の安全確保が困難な場合に、警察、神奈川県、猟友会小田原支部との連携のもと、安全かつ迅速に銃器による捕獲（緊急銃猟）を実施するための体制、役割、実施手順を明確にするため、策定するものである。

初動対応、追い払い対応等の緊急銃猟以外の事項については、以下の既存マニュアル等を参照の上、対応すること。

- 「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル（令和 2 年 6 月 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課作成）」（以下「県クマ対応マニュアル」という。）
- 「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル（令和 4 年 4 月 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課作成）」（以下「大型獣類対応マニュアル」という。）
- 「ツキノワグマ錯誤捕獲発生時の対応手引き（令和 6 年 5 月 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課作成）」（以下「錯誤捕獲対応手引き」という。）

（２）適用する動物及び状況

小田原市内における法第 38 条の 2 に基づく区域（住居集合地域等）に出没したイノシシまたはツキノワグマのうち、住民の生命・身体に重大な危険を及ぼすおそれがあり、緊急に排除が必要と判断された個体への対応に適用する。

（３）用語の定義

本マニュアルで使用する主要な用語の定義は下表のとおり。

用 語	定 義
人の日常生活圏	人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲を指す。 例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地、電車、自動車、船舶等。 ※登山道のような、生計を立てる過程で通行する必然性のない場所は、人の日常生活圏に含まない。
住居集合地域等	法第 38 条第 2 項に規定する住居集合地域等のこと。過去の判例において「発射地点の周囲半径約 200 メートル以内に人家が約 10 軒ある等の状況」は住居集合地域等に該当。
危険鳥獣	人の日常生活圏に出現した場合に、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 391 号。以下「政令」という。）で定める鳥獣。政令により、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシを危険鳥獣としている。
緊急銃猟	法第 34 条の 2 の緊急銃猟のことで、次の 4 つの条件をすべて満たしたときに、市町村長が、銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した危険鳥獣の捕獲等を行うこと。 ①人の日常生活圏への侵入 ②人への危害を防止する措置が緊急に必要 ③銃猟以外の方法では困難 ④銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない ※詳細はガイドライン P58～61 参照。 ※緊急銃猟の対象となる危険鳥獣のうち、イノシシは、基本的に成獣に限る。
捕獲者	緊急銃猟において、銃器により鳥獣を捕獲する者のこと。
捕獲関係者	市職員、県職員、捕獲者等、直接的に緊急銃猟に従事する関係者のこと。

2 緊急銃猟に備えた平時からの事前準備

(1) 各組織における主な役割

- 本市では、特に住民の安全確保と銃器使用時の二次被害防止を最優先とする観点から、小田原市、警察、神奈川県、猟友会小田原支部の役割分担を下表のとおりとする。
- 市は全体指揮と住民広報、警察は広範囲な現場の安全管理・規制、県は市の判断への法的・技術的助言、猟友会は銃猟の専門的实施という、それぞれの専門性を活かした役割を担う。

関係機関等の名称		主 な 役 割
小田原市	環境保護課（本庁舎）	○全体指揮 ・通報受理 ・部内、庁内調整（庁内 LAN 掲示） ・記録、庶務 ・Zoom ルーム作成、録画
	環境保護課（現場）	○現場指揮、安全確保、事後処理 ・情報収集、中継 ・関係者との連絡調整 ・地権者との調整 ・個体監視、記録 ・住民への広報、避難誘導 ・死体の回収・処理、損失確認
	広報広聴室	○市民等への情報の周知 ・HP、X 等による発信 ・記者対応（現場）
	防災対策課	○広範囲の住民周知 ・防災行政無線放送の実施 ・トランシーバーの貸与
	周辺施設管理者	○利用者への注意喚起、避難誘導
	その他各所管	○さくら連絡網、防災ナビ等、各媒体を利用した情報発信
神奈川県警察小田原警察署		○安全確保、交通規制 ・住民への広報（PC） ・避難誘導（現場周辺） ・銃器使用時の周辺監視 ・緊急時の警職法の執行

神奈川県自然環境保全課 神奈川県西地域県政総合センター かながわ鳥獣被害対策支援センター	○市の判断に対する法的、技術的助言 ・麻酔銃使用時の調整、許可
神奈川県猟友会小田原支部	○銃器を使用した捕獲 ・専門的知見の提供 ・捕獲後の処分協力 ・刑法第 37 条に基づく緊急避難

※本ページでは概要について記載しているため、詳細については 9 ページ以降参照

緊急銃猟に際して徹底すべき「バックストップ」の概念

緊急銃猟は、危険鳥獣から住民の生命を守るために行政が執行する手段のひとつだが、銃器の使用は常に最大の警戒と注意を要することを忘れてはならない。特に引き金を引く捕獲者及び現場の安全管理を担う警察官、県・市職員が最優先で理解し、まず確認しなければならないのが「バックストップ」の有無である。

バックストップ(Backstop)とは、標的とする鳥獣に発射された弾丸が、命中または逸脱した後に、それ以上遠方へ飛行したり、跳弾となって予期せぬ方向へ向かうことを確実に阻止・吸収できる安全な構造物または地形を指す。具体的には、芝生・畑等の土、グラウンドのような柔らかいものでできた地形であり、竹、金属面、岩石、コンクリート等の硬質の材や水面は跳弾のおそれが大きいため避けるものとする。

緊急銃猟において、このバックストップを確保せずに発砲することは、安全が確保できていないことと同義である。バックストップの安全性が確保できていないのではないかと疑問を感じた場合は、緊急銃猟を中止・中断するという「安全のために現場を停滞させる勇気」を、現場指揮者をはじめ、関係者全員が常に持ち続ける必要がある。この原則が、本マニュアルの安全管理の根幹であることを肝に銘じていただきたい。

(2) 対応に係る班編成

- 市街地において緊急銃猟を安全かつ確実に実施するためには、各関係機関の役割を明確にし、迅速な連携体制の構築が重要である。
- 本市では、下表のと通りの対応班を編成する。
- 出没場所や状況によっては多数の人員が必要となる。また、休暇中などで当初想定している全員が対応できるとも限らないため、応援を依頼する可能性がある職員には、平時から本マニュアルについて周知しておくこと。
- 特に、市役所における応援人員については、個体の移動防止のため公用車を使用した道路封鎖を行う可能性も視野に、環境部の枠に捉われず幅広い体制を想定し、柔軟に対応すること。

班 名	構 成	主 な 役 割
本庁舎 (ロジスティクス)	市－市長、副市長 市－環境部長 市－環境部職員 市－広報広聴室 市－防災対策課 ほか必要に応じて増加	○全体指揮 ・発砲許可判断 ・現地本部への連絡、指示 ・庁内調整 ・住民周知 ・広報、報道対応
現地本部	市－環境保護課長 市－環境保護係長 市－環境部職員 県－警察 県－県西地域県政総合センター 猟友会	○現場指揮 ・現場対応の指揮、総括 ・計画立案、実行 ・本庁舎との連絡、調整 ・地権者との調整 ・原状復帰、損失確認 ・捕獲後の運搬
実施班	市－環境部職員 県－警察 県－支援センター 猟友会	○銃猟の実施 ・個体の監視 ・捕獲者への委託
安全確保班	市－環境部職員 県－警察	○安全の確保 ・計画範囲の通行制限 ・避難誘導

※本ページでは概要について記載しているため、詳細については9ページ以降参照。

(3) 物品の準備及び管理

- 通常出没时间に必要なものの他、緊急銃猟時に必要な物品を準備しておく。
- 実対応時に探し回ることのないよう、保管場所を定めて極力1か所にまとめ、日々の定期メンテナンスを加えた状態で保管しておくこと。

	名 称	用途、説明、留意事項	数量	使用
職員個人用装備	盾	・ポリカーボネート製の大盾 ・イノシシの突進に備え湾曲しているもの ※銃弾やクマの攻撃を防げる盾ではないので使用時は注意すること	2	実施
	防護ズボン 防刃ベスト	・イノシシの牙により致命傷や後遺障害となる受傷を避けるための防具	各 2	実施
	タクティカルヘルメット	・頭部を守るための防具	2	現地・実施
	アクションカメラ	・現場記録、事後検証用 ・タクティカルヘルメットに装着する	2	現地・実施
	高輝度ライト	・夜間、薄暮時の照明用	1	現地
	槍、電気槍	・緊急時に身を守るために使用する	各 1	実施
	クマスプレー	・緊急時に身を守るために使用する	1	実施
通信関係装備	ボディカメラホルダー	・Zoom 中継用としてスマートフォンを体に固定させるための用具	2	現地・実施
	スマートフォン	・Zoom 中継用として使用、現場間及び現場と本庁舎職員間の通信構築	2	現地・実施
	モバイルバッテリー	・スマートフォン/ポケット Wi-fi 充電用 ・電気槍を使用する際に必要な物品とセットで保管	2	現地・実施
	ポケット Wi-Fi	・安定通信用 ※安定した通信環境構築のため、デジタル推進課から貸与する状況が望ましい	2	現地・実施
	トランシーバー (単三電池)	・現地本部と各班の間での通信用 ・電池は台数×3 本	20	全員
現場資機材	表 13 緊急銃猟時の確認チェックリスト (法令関係)	・緊急銃猟の実施可否を判断する際に用いる、法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト形式にしたもの	1	現地
	表 17 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	・捕獲者が所定の要件を具備しているかをチェックリスト形式にしたもの	1	実施

現場資機材	証票（ベスト【赤】）	・緊急銃猟従事者（市職員）用のベスト ・土地への立入時の証票を兼ねる ・市応援職員は身分証（名札）を持参	-	全員
	証票（ベスト【黄】）	・緊急銃猟捕獲者（猟友会）用のベスト ・緊急銃猟実施時に、実施班から渡す	10	実施
	拡声器	・住民への避難指示、情報提供に使用 ※基本的には警察車両（PC）に備え付けの拡声器が有効	1	安全
	行動制限網	・縦 1.8m×横 5mの行動制限網 ・特にイノシシを所定の方向に行かせたくない場合に使用する ※2～3 名/枚の人数が必要な点、安全確保策ではない点に注意	10	現地
	規制テープ・看板	・簡易的な規制、死体処理エリアの隔離	各 6	安全
事後処理	耐久性のある袋	・捕獲個体の回収、運搬に使用 ・感染症対策として厚手のものを選定	5	実施
	ソリ	・袋での運搬が困難（100kg 超の大きな個体や斜面での運搬等）な場合に使用	1	実施
	消毒用具	・捕獲現場及び使用資材の消毒	1	実施
	防護服・手袋	・死体処理時の衛生管理	1	実施
	ブルーシート	・死体処理エリアの目隠し用 ※荷物置きエリアの確保にも使用可能	10	現地
	計測機器類	・個体の体長や前掌幅を図る	1	実施
	緊急銃猟実施報告様式	・環境省、神奈川県への報告様式	1	本庁

実施：実施班、現地：現地本部、安全：安全確保班、本庁：本庁舎

（４）関係者へのマニュアルの周知

- 本マニュアルについて、市は捕獲関係者とあらかじめ共有し、庁内関係各課にも周知しておくこと。
- 関係者は、本マニュアルの存在及び内容について確実に引継ぎ、即応できるような体制を整えておくこと。
- 年度切り替えなど人事異動があった場合には、特に注意すること。
- 鉄道・バス等運行会社及び高速道路事業者等については直接的な捕獲関係者ではないが、本マニュアルを事前に共有し、鉄道の運行停止等、各社の協力要請を行う可能性があることについて、あらかじめ周知・協議しておくことが望ましい。

（５）捕獲関係者会議の実施

- 捕獲関係者を集めた会議を、年１回以上行うこと。
- 会議の実施にあたっては、異動した者を優先的に参加させるなど、全体のレベル向上及び維持に努めること。

（６）保険の加入

- 緊急銃猟により物損や万一の人身事故が生じた場合には、実施者たる市町村が損失を補償・賠償することとなっている。
- 補償・賠償については、以下のとおり加入した保険において対応を行う。

保険タイプ	市民総合賠償補償保険	緊急銃猟対応保険
適用範囲	施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因する <u>対人・対物事故の賠償リスク</u> をカバー	緊急銃猟を実施することにより通常生じる <u>損失補償（物損）</u> をカバー
緊急銃猟に関する想定事例	市の安全確保措置に過失があり、第三者にケガをさせた場合	跳弾により建物・自動車が破損した場合
加入保険名称	市民総合賠償補償保険 （全国市長会）	緊急銃猟時補償費用保険 （東京海上日動）
支払限度額	○対人 １億円（１名） １０億円（１事故） ○対物 ２,０００万円（１事故）	○対人 — ○対物 ３,０００万円（１事故・保険期間中）
加入担当課	財産管理課	環境保護課

3 クマ等出没時の対応

(1) Step 1 通報受理

区分	実施内容及びチェック項目
関係機関の動き	環境保護課： ● 市民や関係機関等からクマ等の出没に関する通報を受け、クマ等の状況に関する聞き取りを行う。
使用ツール	出没情報記録票（p. 25）
チェック項目	☐ 通報者及び周辺の安全確保を確認・指示したか ☐ 出没情報記録票を使用して、通報者の氏名、連絡先等を正確に聞き取ったか ☐ 出没状況、発見日時、出没場所（地番・近くの目標物）、目撃場所周辺の環境等を確認したか ☐ その他、クマ等の情報を網羅しているか （目撃の場合）頭数、大きさ、状況（何かを食べていた、興奮状態等） （痕跡の場合）足跡、糞、食害など

(2) Step 2 情報共有と対応体制の準備

区分	実施内容及びチェック項目
関係機関の動き	環境保護課（本庁舎）： ● 緊急銃猟を実施する可能性がある状況の場合、環境部内にて情報共有を行い、捕獲関係者（警察、県、猟友会）に情報を伝え、出動要請を行う。 環境保護課（現地本部）： ● 必要な物品を準備し、現地へ向かう。 警察・県・猟友会： ● 市の要請に応じて、必要な人員を現場に派遣する。
使用ツール	盾、防護ズボン、防刃ベスト、タクティカルヘルメット、アクションカメラ、高輝度ライト、槍・電気槍、クマスプレー、ボディカメラホルダー、スマートフォン、モバイルバッテリー、ポケットWi-Fi、トランシーバー、表 13 緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）、表 17 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト、証票（ベスト赤・黄）、拡声器、行動制限網、規制テープ・看板、耐久性のある袋、ソリ、消毒用具、防護服・手袋、ブルーシート、計測機器類、緊急銃猟実施報告様式
チェック項目	環境保護課（本庁舎）： ☐ 出没場所の地図を用意する ☐ 環境部内に情報共有し、取得情報から捕殺の要否を判断する ☐ 取得情報から、関係機関が集合できる安全な場所を決める ☐ 関係機関に、情報共有（出没場所、頭数、大きさ、現状、集合場所、必要人数）を行う

	□ 広報広聴室へ記者対応依頼を連絡 □ 防災対策課へ無線を使用する可能性があること、トランシーバー及び防災情報処理室借用を連絡 □ 防災情報処理室へ移動し、Zoom 環境を構築、現地本部へアドレスを連絡する □ 環境保護課（現地本部）が参加したら、Zoom の録画を開始する □ Zoom は通信量低減のため、安全確保班はミュート、映像 OFF として情報を聞くのみとする（連絡はトランシーバーで実施） 環境保護課（現地本部）： □ デジタル推進課から Zoom アカウント、ポケット Wi-Fi を借用 □ 環境保護課（本庁舎）へ Zoom アカウントナンバーを伝える □ 防災対策課からトランシーバーを借用し、併せて単三電池を用意 □ 所定の場所から必要な物品を用意しトラックに載せる □ 防護ズボン、防刃ベスト、ヘルメット、アクションカメラ (GoPro) を装着 □ 移動車内にて Zoom へ参加し、トランシーバーに電池を入れる 警察・県・猟友会： □ 市から情報共有（出没場所、頭数、大きさ、現状、集合場所、人数）を受ける □ 必要な人員について選定し、現地へ向かう □ 銃器及びスラッグ弾を準備し現地へ向かう（猟友会のみ）
--	---

＜参考＞Zoom による情報共有イメージ図



(3) Step 3 市民への注意喚起（第一報）

- 情報の「速報性」を重視するか、「確実性」を重視するかは、寄せられた情報の確度により、その都度の判断となる。
- 基本的に、後に示す必要最低限の情報が判明した時点で、速やかに「第一報」の情報発信を行うものとする。
- 第一報で「緊急銃猟でなければ危険性を除去できない可能性が高い」と判断できる場合のみの対応であり、全ての出没情報について本対応をするわけではないことに留意する。

区分	実施内容及びチェック項目
関係機関の動き	環境保護課（ロジスティクス）： ● 庁内 LAN に「第一報」を掲示し情報共有を行う。 関係各課： ● 庁内 LAN に掲示されたことを受け、各媒体を活用し広く周知を図る。
使用ツール	HP、X、さくら連絡網、防災行政無線等
チェック項目	環境保護課（ロジスティクス）： ☐ 庁内 LAN（公開羅針盤組織ユーザー）の掲示板機能を活用して「第一報」を掲載する ☐ クマ等が公共施設付近に滞留している場合は、各管理所管に直接連絡し、公共施設管理者に個別の連絡・調整を行うよう指示する 関係各課： ☐ 対象や緊急性に応じた最適な周知方法（メール、HP、X、防災行政無線等）が選択されているかを確認する

<参考> 必要最低限の情報

- ◇ 目撃日時
- ◇ 場所（詳細な場所でなくても、「〇〇付近」など大まかな場所でもよい）
- ◇ 動物の種類・大きさ・頭数（1頭なのか、親子連れなのかなど）
- ◇ 現在の対応状況

＜参考＞周知媒体別イメージ

小田原市 HP

【緊急】(動物種名)出没情報(〇〇地区**)

- 日時 令和7年10月1日、10時00分頃
- 場所 小田原市〇〇**番地付近
- 内容 (動物種名)〇番が出没しています。
- 対応 現在、市と警察で対応中です。大変危険ですので決して近付かないよう十分注意してください。付近の方は戸締りをして屋内に避難してください。

出沒位置

地図を表示

太さい地図を表示(新しいウィンドウで開きます)

出発地 小田原駅 からの 約1.5km

※トピックスに掲示する

小田原市 X (旧 twitter)

小田原市 @Odawara_City

【緊急】(動物種名)出没情報(〇〇地区**)

先ほど10時00分頃、〇〇地区**付近に(動物種名)が出没しているとの情報が寄せられました。現在、市と警察で対応中です。大変危険ですので、決して近付かないでください。付近の方は戸締りをして屋内に避難してください。

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

午前 10:20 · 2025 年 10 月 1 日

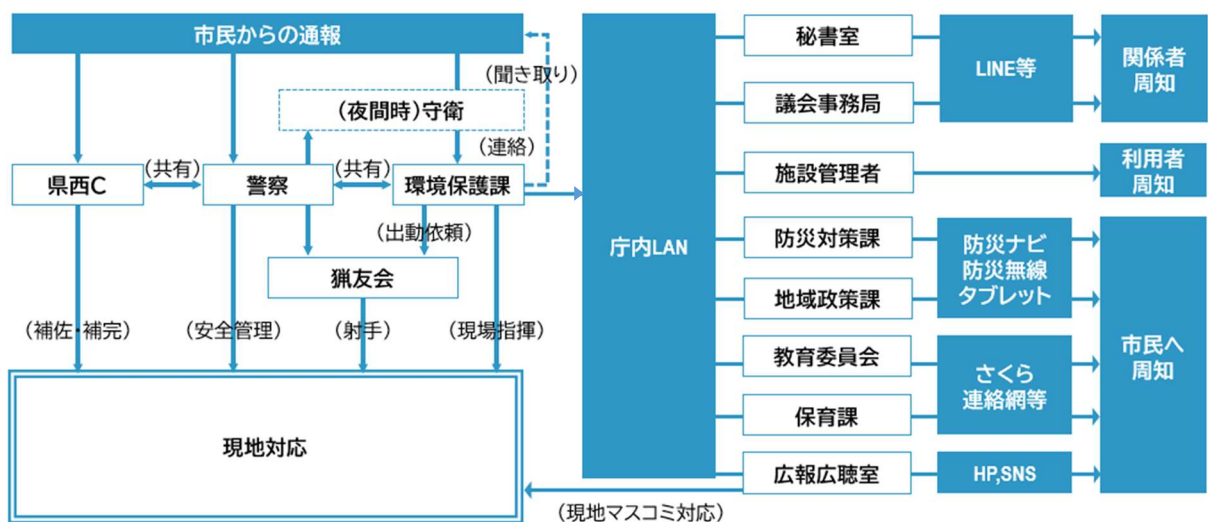
庁内 LAN

【緊急】(動物種名)出没情報(〇〇地区**)

※普段から環境保護課組織ユーザーの掲示板内に保管する

※本通知を持って、各課はそれぞれの媒体を用いて周知する

＜参考＞情報共有スキーム



(4) Step 4 現状確認・体制構築・計画立案

- 市長不在の場合は、小田原市事務決裁規程第 11 条（代決等）に基づき発砲許可を判断する（市長→両副市長→環境部長→副部長まで）。
- 現地本部には各組織の代表者を集める。決定権を持ち合わせる職位の者が望ましいが、そうした者が不在時には、その場にいる中で最上位の者を選定する。
- 映像による記録を実施する旨を関係者間に周知する。
- ガイドラインでは随所に警察への報告が記載されているが、現地本部内にいる警察官が小田原警察署へ適時適切に報告する。

区分	実施内容及びチェック項目
関係機関の動き	現地本部（市、県、警察、猟友会）： ● 危険鳥獣及び周辺の現状を確認し、本庁舎（ロジスティクス）へ報告すると同時に、比較的安全な場所に各組織の代表者を集めて「現地本部」を置き、危険鳥獣の除去手法について、検討フローに基づき協議する。 ● 危険鳥獣の除去には緊急銃猟が最適であると見解が一致した場合は、本庁舎（ロジスティクス）へ報告し、判断を仰ぐ。 ● 緊急銃猟の実施に備え、「実施班」と「安全確保班」を編成し、必要な装備を渡す。 ● 安全確保班と通行制限・避難誘導に係る範囲を検討する。 本庁舎（ロジスティクス）： ● 現地本部からの報告を受け、緊急銃猟実施の可否について判断し、秘書室を通じ市長へ現状及び方針について報告、判断を仰ぐ。 ● 市長から指示された方針について現地本部へ報告する。 実施班（市、県、警察、猟友会）： ● 緊急銃猟の実施に備え、銃を持ちながら個体の監視を行う。定期報告に加え、個体が移動した場合や異変があった場合には即座に共有する。 安全確保班（市、警察）： ● 現地本部と策定した通行制限範囲の「①どこに人を配置して制限を実施するか」、「②現場状況から判断して、安全に住民を避難誘導できる適切な手法」の 2 点を、現地本部と共に検討する。 ● 通行人や見物人が多い場合は動物を刺激することになるため、距離をとって安全な場所に避難するよう伝える（この時点では緊急銃猟に基づく避難ではないため、法による強制力はないことに留意）。
使用ツール	検討フローチャート（p. 17） 表 17 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（p. 27）
チェック項目	現地本部： ☐ 現地到着後、ヘルメットのアクションカメラ（GoPro）を起動して記録を開始 ☐ その後、関係者に記録している旨を伝える ☐ 危険鳥獣、周辺状況を確認し、現状を本庁舎（ロジスティクス）へ報告する ☐ 市、警察、県、猟友会の代表が集まった現地本部を立ち上げる

- 検討フローチャートに基づき追払いや箱わな捕獲等について検討する
 - バックストップの確保も含め、緊急銃猟が最適であると見解が一致した場合、本庁舎（ロジスティクス）に報告し、判断を仰ぐ
 - 緊急銃猟に備え、「実施班」と「安全確保班」を編成し、人員を振り分ける
 - 今後の対応を踏まえ、銃器を使用する猟友会員に「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」に記名してもらい、ビブス【黄】を渡す
 - どの範囲の住民を避難させ、どこを通行禁止にすべきかという安全確保の手法や範囲、適切なバックストップの有無、使用銃器・銃弾、射角等について協議し、本庁舎（ロジスティクス）へ報告、実行準備に移る
- （必要に応じて）
- 鉄道会社に運行停止依頼の可能性のあることについて本庁舎（ロジスティクス）に情報を入れるよう依頼する
 - 国・県道管理者に占用の可能性のあることについて本庁舎（ロジスティクス）に情報を入れるよう依頼する

本庁舎（ロジスティクス）：

- 現地本部から、緊急銃猟実施が最適である旨の報告があったら、実施の可否について判断する
 - 判断内容について、秘書室を通じて市長に報告し判断を仰ぐ
 - 市長指示があった内容について検討し、現地本部と共有する
- （必要に応じて）
- 鉄道会社に運行停止依頼の可能性のあることについて情報を入れる
 - 国・県道管理者に占用の可能性のあることについて情報を入れる

実施班：

- 表 17「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」に記名し、ビブス【黄】を受け取る
- 猟友会はビブスを着用し、市職員、県支援センター職員、警察とともに射撃ポイント付近に向かう
- 射撃ポイントや射角、矢先、バックストップ等、具体策について協議、決定する
- 捕殺用の 1 発、止め矢用の 1 発、計 2 発撃つことを確認する
- 射撃する人員やケースごとの対応策について協議する
- 手負いのクマ等が移動することを考え、複数の実施者を異なる場所に配置することを検討する
- 人家への立入等が必要な場合は、市職員が折衝する
- 概ね 10～20 分ごとに鳥獣のうごきについて現地本部に定期報告を入れる

安全確保班：

- 現地本部と決定したとおりに人員を配置し、通行制限開始の準備をする
- 安全な住民の避難誘導手法について実行する準備をする
- 通行人や見物人が多い場合は動物を刺激することになるため、距離をとって安全な場所に避難するよう伝える（この時点では緊急銃猟に基づく避難ではないため、法による強制力はないことに留意）。

＜参考＞緊急銃猟以外の手法

手法	条件	実施者	具体方法
追払い	その場から追い払っても爾後の二次被害発生リスクがない	市、捕獲実施者	・空砲、煙火等
（鳥獣保護管理法の）許可捕獲	檻の設置が効果的である、または半径200m以内に民家が約10軒未満	市、捕獲実施者	・箱わな及び誘引餌の設置 ・銃器捕殺
警察官職務執行法第4条による命令	安全確保がなされている	警察、猟友会	・猟友会に発砲させる
刑法第37条による緊急避難	動物の急襲を受け、それを避けるためのやむを得ない状況	捕獲実施者	・自らの判断で発砲

＜参考＞着用ビブス

- 緊急銃猟対応中であることを住民に周知するため、そして土地の立入のための証票として、市と猟友会は証票（ビブス）を着用する。
- 市職員の名札については、土地の立入りのための身分証にもなるので、従事する職員全員が忘れずに着用もしくは持参すること。
- 養生テープ等を貼り付け名前を書くと、関係者間での声かけに役立つ。

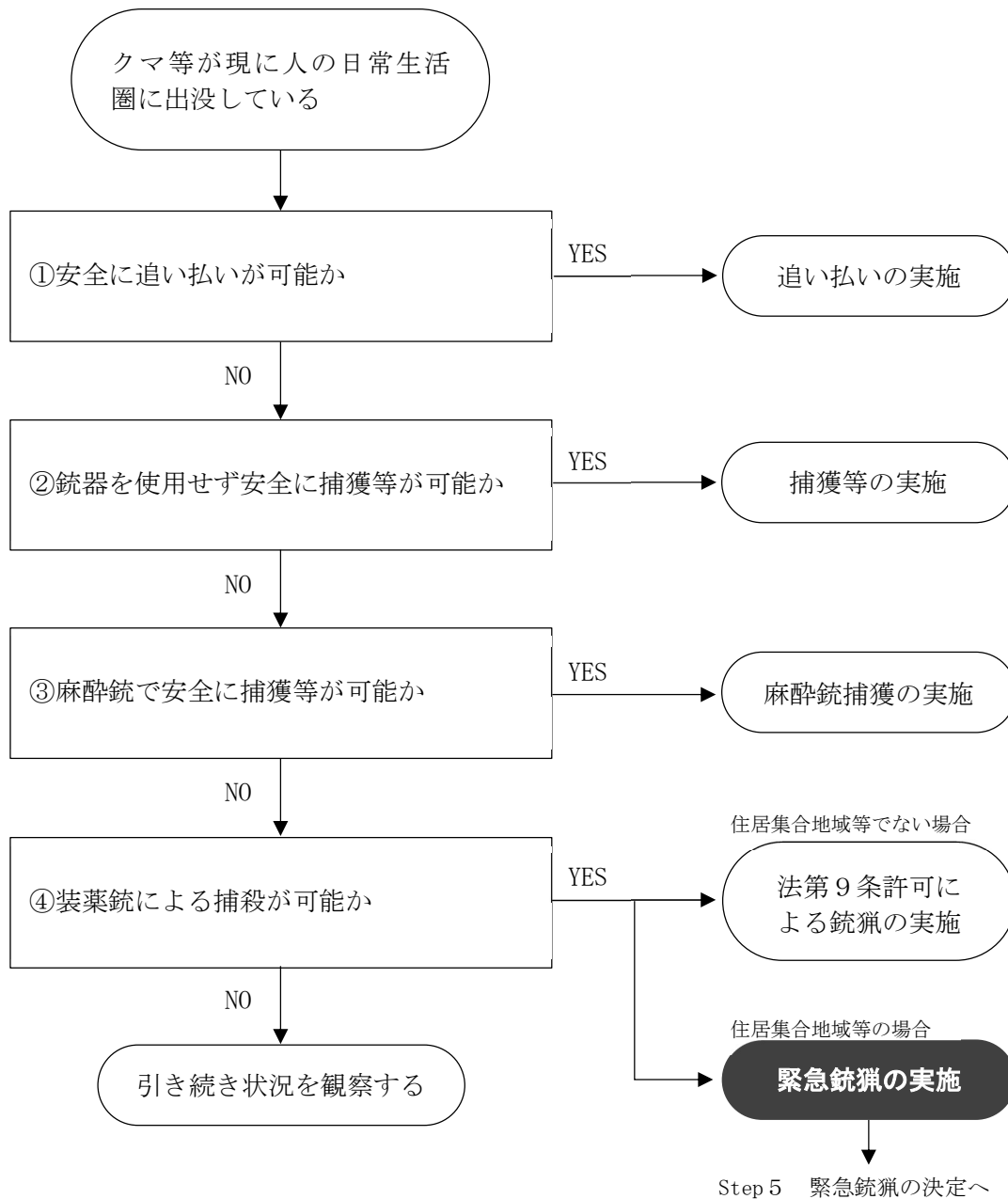


市職員



捕獲者
(猟友会・麻酔委託事業者)

＜参考＞対応検討フロー図



(5) Step 5 緊急銃猟の決定

区分	実施内容及びチェック項目
関係機関の動き	現地本部： ● 現地本部は、「表 13 緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）」に基づき、緊急銃猟の実施を判断するための条件を確認し、本庁舎（ロジスティクス）へ報告する。 本庁舎（ロジスティクス）： ● 現地本部からの報告に基づき、緊急銃猟の実施が可能である旨を秘書室を通じ市長へ報告する。 ● 市長が緊急銃猟の実施を判断、決定する。
使用ツール	表 13 緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）(p. 26)
チェック項目	現地本部： ☐ 【条件 1：場所】人の日常生活圏に侵入している、又は侵入するおそれ大きい（登山道のような、生計を立てる過程で通行する必然性のない場所ではない） ☐ 【条件 2：緊急性】人の生命財産又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要である ☐ 【条件 3：方法】銃猟以外の方法（追払い・箱わな）では的確かつ迅速に捕獲等を行うことが困難である ☐ 【条件 4：安全確保】避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない状況を確保できる ☐ 「表 13 緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）」の全てにチェックが入る状況であることを本庁舎（ロジスティクス）へ報告する ☐ 緊急銃猟を実施する方向で良いか、再度本庁舎（ロジスティクス）と県、警察、猟友会と確認する 本庁舎（ロジスティクス）： ☐ 現地本部からの報告を市長以下、本庁舎（ロジスティクス）内で共有する ☐ 市長判断、決定について現地本部へ指示する

(6) Step 6 市民への注意喚起（第二報）

- 緊急銃猟の実施に伴う通行制限について広く知らせる。
- 内容については、次のとおり。

区分	実施内容及びチェック項目
関係機関の動き	本庁舎（ロジスティクス）： ● 庁内 LAN に「第二報」を掲示し情報共有を行う。

	● HP への掲示を確認したら現地本部へ法的要件を担保した旨伝え、通行制限・避難誘導開始を指示する。 関係各課： ● 庁内 LAN に掲示されたことを受け、各媒体を活用し広く周知を図る。
使用ツール	市民への注意喚起（第一報）で使用した媒体と同じもの
チェック項目	本庁舎（ロジスティクス）： ☐ 庁内 LAN（公開羅針盤組織ユーザー）の掲示板機能を活用して「第二報」を掲載する ☐ クマ等が該当施設付近に滞留している場合など、緊急性を伴う個別の連絡・調整が確実に行われたかを確認する 関係各課： ☐ 対象や緊急性に応じた最適な周知方法（メール、HP、X、防災行政無線等）が選択されているかを確認する

（動物種名）の捕獲のため、次のとおり通行制限を行います。周辺は大変危険ですので近付かないようお願いします。

場所：*****

期間：令和*年*月*日（*）**時**分から体制解除するまで

制限の内容：*****内の道路の通行禁止及び屋内避難等

備考：

- ・緊急銃猟実施時の通行制限に違反した場合、法律により罰則の対象となることがあります。
- ・緊急銃猟は銃器を使用しますが、地域の皆様の安全確保が確認できるまで、実施することはありません。
- ・地域の皆様の安全を守るための措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

(7) Step 7 安全確保措置（通行規制・避難誘導）の実施

区分	実施内容及びチェック項目
関係機関の動き	安全確保班： ● 通行規制、避難誘導を実施し、住民の安全を確保する。 ● 現場至近の住民については、屋内避難が最も安全であることから、屋内避難を推奨する。 現地本部： ● 安全確保班が行動している間に、実施班と射撃方向や方法に係る再確認を行い、「緊急銃撃を中断するときのジェスチャーや合図」を決めておく。 ● 通行規制、避難誘導を開始した旨、本庁舎（ロジスティクス）へ報告する。
使用ツール	拡声器・行動制限網・規制テープ・看板
チェック項目	安全確保班： ☐ （制限範囲外へ避難した者に対し）区域内への立ち入りを防いでいるか ☐ （屋内避難した者に対し）「窓から離れる、窓のない廊下に避難する」旨の指示を行ったか ☐ 弾丸の到達圏内に侵入、滞在し続ける者がいる場合には、結果として緊急銃撃を的確かつ迅速に実施できないため、法に基づく制限である旨伝え、立ち退きを指示したか ☐ （それでもなお立ち退かない場合）周辺住民及び居座る者の安全が担保できないことから、現行犯逮捕も辞さないことを理解しているか ☐ 通行制限範囲内から範囲外へ避難する場合は時間を要するため、基本的には屋内避難を原則としているか 現地本部： ☐ 実施班の判断で発砲を取りやめる際のジェスチャーや合図を決めたか ☐ 人への弾丸到達、引火物や爆発物への被弾による火災、手負いとなったクマ等が暴れることによる危険を防ぐ通行禁止・制限範囲が正しく判断され設定されているか ☐ 矢先にバックストップがあるかを確認したか ☐ 緊急銃撃関係者等の二次被害防止及び安全確保のため、実施班とクマ等との距離は十分確保されているか

(8) Step 8 外部委託、捕獲者の要件確認と留意事項の伝達

区分	実施内容及びチェック項目
関係機関の動き	本庁舎（ロジスティクス）： ● 捕獲者（猟友会・麻酔委託事業者）に対し、銃猟の実施を外部委託する。 現地本部： ● 実施班にいる職員に対し、捕獲者に表 17「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」への署名を実施させる。また、実施前の留意点（射角、使用弾丸、中止時の合図等）を確実に伝達する。 実施班： ● 捕獲者が「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」への署名を確認し、留意点について確認する。
使用ツール	表 17 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（p. 27）
チェック項目	実施班： 捕獲者の必須条件の確認： ☐ 第一種（装薬銃）又は第二種（空気銃）免許を所持している ☐ 過去 1 年以内に銃器射撃 2 回以上、過去 3 年以内に同種銃器でクマ等の捕獲経験等があるか（※空気銃の使用や夜間銃猟は原則実施しないためチェックなしでも可とする） 留意事項の確認・伝達： ☐ 射撃場所（FP）を確認したか ☐ 危険性の高い物（引火物、危険物工場等）はないか ☐ できる限り破損するべきでない物（寺社仏閣、貴重品等）はないか ☐ 対象鳥獣の情報は把握したか ☐ 中止時のジェスチャー、合図は把握したか ☐ 動画撮影の可否が漏れなく伝達されたか

(9) Step 9 銃猟の実施

区分	実施内容及びチェック項目
関係機関の動き	実施班（捕獲者）： ● 自身で発砲のタイミングを判断し、銃猟を実施する。 ● 止め矢を撃つ者を決める。 現場にいる全員： ● 自分の身の安全を確保する。
使用ツール	
チェック項目	実施班： ☐ クマ等が大きく移動する等の状況変化に備え、Zoom による情報共有スキームが維持されているか ☐ 止め矢の準備は良いか ☐ 通行制限範囲内に侵入している者はいないか ☐ 実施班内で、射線、射角、ケース毎の対応方法は共有されているか ☐ 二次被害の発生防止が徹底されているか ☐ 関係者全員が、「安全のために現場を停滞させる勇気」について理解しているか

夜間における緊急銃猟

法では、日出前及び日没後における銃猟を禁止しているが、環境省等が開催する特別な講習を受講する等の要件を満たせば、制度上、夜間でも緊急銃猟は実施できる。しかしながら、夜間の緊急銃猟については、環境省のガイドラインでは「抑制的に運用することが望ましい」と記載されている。その最大の理由は、視認性の著しい低下に伴う重大事故発生リスクと、手負いのクマ等が逸走した場合に追跡が困難になることによる安全管理上のリスク増大を懸念するためだ。

夜間に実施する緊急銃猟について、同ガイドラインでは「実際、夜間に緊急銃猟を行う場合とは、夜間にのみ繰り返し出現するクマ等で、わなでは捕獲できない場合を想定している。」とあり、本市の判断もこの考えに準拠する。

(10) Step10 安全確認、着弾・個体の記録、被害確認

- 止めさし用の初弾と、止め矢としての次弾を発砲した後、目標個体が確実に死亡したか、弾の貫通や跳弾の痕跡はないか等を確認し、危険鳥獣による危険性が確実に排除されたかを確認する。
- 危険性が排除されたと確認された後、個体の計測や、規制解除を行う。

区分	実施内容及びチェック項目
関係機関の動き	実施班： ● 捕獲個体の死亡、どこに着弾したか、跳弾はないか等の着弾確認を行い、現地本部へ報告する。 ● 報告書作成のため、捕獲個体の状態確認（体長や前掌幅の計測など）、記録を行い、写真撮影を行う。 現地本部： ● 実施班からの報告を受け、本庁舎（ロジスティクス）に対し、「終了した」こと、「安全確保措置（通行制限、住民の避難）の解除を行う」ことを報告する。 ● 安全確保班に対し、「安全確保措置の解除」を指示する。 ● 緊急銃猟の実施に伴い生じた第三者や物品に対する損害がないか確認を行う。 ● 損害が発生した場合は、被害を受けた者から請求を受理し、映像や写真撮影による記録を行う。 ● その場において、損失の補償の要否及び補償額の審査等を確定させることは現実的に不可能であることから、後日連絡が取れるよう、氏名、住所、連絡先等を記録しておく。 安全確保班： ● 現地本部からの解除指示をもって、看板等を除去し、通行制限・避難誘導体制を解除する。 ● 解除が終了したら実施班の応援に向かい、個体の搬出や必要に応じてブルーシートによる死体の目隠し対応等を実施する。
使用ツール	緊急銃猟実施報告様式（p. 28） 計測機器類、ブルーシート、消毒用具、防護服等
チェック項目	現地本部、安全確保班： ☐ 二度の銃声を聞いただけで「銃猟が実施され無事終了したもの」と思い、個体の死亡確認等が行われる前に、先行して規制や避難の解除をしていないか 実施班： ☐ どこに着弾したか、跳弾による物損が生じたかの確認が確実に行われているか ☐ 計測は国の報告様式に則って行われているか 安全確保班： ☐ 設置した看板や規制テープを回収したか

(11) Step11 個体の処分、報道発表、市民への注意喚起（第三報）

- 現場撤収に向けて片付け等を行い、動物の血液等で現場が汚損されている場合は可能な限り原状復帰に努める。
- 個体の処分方法（献体・焼却の別）を協議し、そのとおり処分する。
- 危険鳥獣の捕獲が終了した旨を広く知らせる。

区分	実施内容及びチェック項目
関係機関の動き	現地本部： ● 使用した装備品等の回収を開始し、撤収準備を始める。 ● 関係者が全員揃ったところで体制の解除を宣言するとともに、二次被害の有無や装備品の確認を行う。 実施班： ● 現場状況から最適な方法、手段により個体の搬出処理を行う。 ● 捕獲者の転倒による銃器の暴発などに細心の注意を払う。 本庁舎（ロジスティクス）： ● 庁内 LAN に「第三報」を掲示し情報共有を行う。 ● 必要に応じて報道機関へ記者発表を行う。 関係各課： ● 庁内 LAN に掲示されたことを受け、各媒体を活用し広く周知を図る。
使用ツール	ソリ、ブルーシート、第二報で使用したツール
チェック項目	現地本部： ☐ 事態が一応の収束を見せたからと言って、アクションカメラ（GoPro）等の記録媒体を止めていないか ☐ 二次被害の有無について確認したか ☐ 県とともに献体が焼却について協議し、決定した内容に基づき対応する 本庁舎（ロジスティクス）： ☐ 庁内 LAN（公開羅針盤組織ユーザー）の掲示板機能を活用して「第三報」を掲載する ☐ 記者発表の要否について調整、判断しているか ☐ 事態が一応の収束を見せたからと言って、Zoom の録画を止めていないか 関係各課： ☐ これまで実施した周知方法（メール、HP、X、防災行政無線等）と同じ媒体で周知できているかを確認する

	実施班： ☐ 弾薬が残っていないか（薬室の空）を確実に確認したか ☐ 実包管理帳簿への記載内容に必要な情報を確認したか ☐ 個体の搬出に人手が必要な場合、無理せず現地本部に応援を頼んでいるか ☐ 見物人が多い場合、ブルーシート等で目隠しが実施されているか
--	--

〇〇地区＊＊付近に出没していた（動物種名）の捕獲が終了しましたので、実施していた通行制限及び避難については体制を解除します。ご協力ありがとうございました。

4 巻末資料

出沒状況記録表

項目	詳細	記入欄
通報者の情報	氏名	
	連絡先	
人身被害	怪我の有無や程度	
区分	目撃、痕跡、その他	
出沒日時	クマ等を目撃した日時 ※ 同一個体と見られるクマ等について目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った目撃日時を繋げてクマ等の進行方向を推測したり、最後の目撃地点から警戒範囲を推測したりする。	
出沒場所の情報	地番(位置座標)、環境、誘因物	
クマ等が向かった方向の情報	クマ等が逸走等した場合には、クマ等が向かった方向(山野なのか人の日常生活圏なのか)を把握	
目撃したクマ等の情報	頭数(親子)、大きさ、行動、人に対してクマ等はどのような行動をとったか(逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた／人に気付いていないなど) ※ クマ等と判断した特徴も確認する。	
目撃した人の環境情報	目撃時の行動、目撃後の対応、目撃距離、周辺の人の有無	
対応内容	注意喚起、誘引物除去、追い払い、捕獲	
事前対策	誘引物除去、刈払い、その他	

表 13 緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 （法第 34 条の 2）	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲</u> 。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要な （法第 34 条の 2）	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 （法第 34 条の 2）	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 （法第 34 条の 2）	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第 34 条の 4）	
	地域住民の避難は行われたか（法第 34 条の 4）	
	広報（HP や SNS、防災無線等）は行われたか（政令）	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか（政令） 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか（法第 34 条の 3）	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第 34 条の 2）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

表 17 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

※ チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること (麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目（麻醉銃猟をする場合は除く）)	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあつては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※ 必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
月 日 名 前		

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。（麻醉銃猟にあつては、例えば、錯誤捕獲個体への麻醉銃猟の経験も含まれる。）

※ 同種の銃器とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

緊急銃猟実施報告様式

緊急銃猟実施報告様式

速やかな情報共有のため、本報告の作成に時間を要する場合（目安：3日程度を超える場合）には、★印のある回答項目のみまずはお回答いただき、後日（目安：1週間以内程度）、その他の回答項目についても回答をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要な事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えても構いません。

1. 基本情報

(1) 緊急銃猟を実施した日時（★）

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

(2) 緊急銃猟を実施した場所

住所(★) 緯度経度(10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載下さい。
緊急銃猟を実施した場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類:), 農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他()
緊急銃猟を実施した場所の状況	※例) 山林から100m離れた農地。視界は良い。
地図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出下さい。

(3) 天気

晴れ ・ くもり ・ 雨 ・ その他()

2. 危険鳥獣に関する事項

(1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類(★)	頭数(★) (親子の場合はその旨記載下さい)	年齢	性別	オス・メス
大きさ	全長 cm	体重 (実測・目測) kg	前掌幅 (クマ類に限る) cm	

繁殖状況	※情報の収集方法等については、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」Box4 も必要に応じご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。
個体識別に係るDNA検査の実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間の行動履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

(3) 危険鳥獣による被害状況 (★)

人身被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
農林水産業被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
その他の被害(具体的に) ※該当がある場合に記載してください。	

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

3. 緊急銃猟の実施に関する事項

(1) 緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人数)	補足 (役職や所属、その他関連情報)
捕獲者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
捕獲者をサポートする者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		※役職や所属は記載下さい。
通行制限を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) 〇〇課より〇名
住民への避難を呼びかける者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) 〇〇課より〇名
緊急銃猟の様子を記録する者		※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者との調整を行う者		※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) 〇〇課より〇名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

--

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	実包等の種類	※例：サボット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	射撃距離	※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい
バックストップの材質			捕獲者とバックストップとのおおよその角度		
土地の立ち入りの実施状況	※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。				
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。				
概況図	※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドライン P80～「事例」についても参考にして下さい。 ※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。				

緊急銃猟の実施に係る 対応履歴	※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。2（2）に集約して記載した方が記載しやすい場合には、それでも構いません。

（３）緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無 (★)		有 ・ 無	
発射弾数		命中弾数	
貫通弾数			
跳弾等の有無	有 ・ 無	跳弾の状況	
物損の有無		有 ・ 無	
物損がある場合の今後の対応			
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。		

4. 緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有 ・ 無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有 ・ 無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有 ・ 無

(2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの 作成の有無	有 ・ 無	対応マニュアルの 作成に関する状況	
権限委任等の有無	有 ・ 無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合には その方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有 ・ 無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の 実施の有無	有 ・ 無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

注) 報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善等に活用させていただきます。
また、報告いただいた対応事例について、都道府県及び市町村に情報共有を行う場合には、個別に相談いたします。

(空白ページ)

小田原市緊急銃猟対応マニュアル

令和8年（2026年）9月1日 初版発行

発行者 小田原市役所 環境部 環境保護課 環境保護係
〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地
tel:0465-33-1481 fax:0465-33-1286 E-mail:hogo@city.odawara.kanagawa.jp
URL:<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

小田原市消防本部定員管理計画の策定について

1 概 要

消防本部における効率かつ効果的な人員体制を計画的に整備することで、人員管理に係る様々な課題に適切に対応し、安定的な消防行政運営の推進と継続性を確保し、災害リスクに備え、住民サービスの向上の実現を図る。

2 計画の位置づけ

定員管理計画は、上位計画である小田原市消防計画に即して策定されるものであり、特定の分野に関する個別具体の計画として、定員管理に関する基本方針や人員配置案を示し、計画の実現に向けた具体的な取組等を明らかにするもの。

3 計画対象期間

令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）までの10年間を対象とし、社会情勢や財政状況の変化に合わせて柔軟に見直しを行う。

4 主な課題

(1) 救急需要の増加

高齢化の進行などにより救急出動の件数が大幅に増加しており、今後さらに進行する見込みとなっている。（参考資料4-1、4項参照）

(2) 働き方改革等への対応

災害対応のため部隊配置人数が定められている消防業務の性質上、働き方改革に対応するためには適切な人員管理が重要となっている。（参考資料4-1、5項参照）

(3) 定年引き上げへの対応

多くの高齢期職員は現場において若手職員と同等の活動を遂行することが困難であり、活動時間の短縮や効率の低下のほか、安全面においても周囲の職員に影響を与える可能性がある。(参考資料 4-1、6 項参照)

(4) 消防力の評価

消防職員数の不足により、国の定める「消防力の整備指針」に規定される消防部隊の搭乗人員数を満たしていない日が発生しており、現場到着時の初動活動や隊員の安全確保等に支障をきたしている。(参考資料 4-1、6 項参照)

5 定員管理による課題対応

(1) 救急需要の増加への対応

ア 部隊配置の見直し

増加する救急需要に迅速に対応するため、特定の消防署に配置するのではなく、救急の多い時間帯や地域に合わせて機動的に待機場所を変える救急部隊を新たに配置する。(参考資料 4-1、10 項参照)

イ 災害需要に応じた人員配置の見直し

各消防署所における災害出動件数に応じた効率的かつ効果的な人員配置の見直しを行う。(参考資料 4-1、10 項参照)

(2) 働き方改革等への対応

消防組織内の応援体制を制度化することで欠員や業務量の不均衡時に柔軟に人員を入れ替え配置し、組織運営を効率化する新たな人員配置制度を創設する。(参考資料 4-1、10 項参照)

(3) 定年引き上げへの対応

消防職員の世代間のバランスを維持しながら効率的に組織運営を行うため、

必要に応じて人員増加を計画的に実施し、業務負担を分散させる体制を整える。(参考資料 4-1、9 項参照)

また、消防職員の大量定年退職による消防力の低下、組織の硬直化と危機管理の低下、更には住民サービスに支障をきたすことが懸念されることから、安定した確実な人材確保に向け、毎年度の採用者数を平準化する。(参考資料 4-1、12 項参照)

(4) 消防力の評価への対応（消防職員数の不足）

消防力の整備指針を基本とし、適正かつ効率的に人員を配置するほか、新たに創設する人事管理相互応援制度を有効活用し、職員数の増加を最低限に抑え、条例定数を現在の 375 人から 400 人へ増員する。(参考資料 4-1、9 項参照)

小田原市消防本部

定員管理計画

令和9年（2027年）～令和18年（2036年）

令和8年7月

【 目次 】

1	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	計画の意義と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	小田原市消防本部の現状と課題・・・・・・・・・・	2
	（1）組織概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（2）救急出動件数の増加・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（3）働き方改革等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（4）定年引き上げへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	（5）消防力の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	（6）消防行政運営上の課題・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	（7）他の消防本部（局）との比較・・・・・・・・・・	8
5	定員管理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	（1）目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	（2）定年引き上げに伴う定員増加措置・・・・・・・・	9
	（3）人員配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	（4）消防職員採用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	（5）財源確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	（6）施設等整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	（7）訓練計画とキャリア支援・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	（8）業務効率化の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	14

小田原市消防本部定員管理計画

1 計画の目的

消防は、24 時間 365 日災害即応体制という特殊な職務環境下において、勤務体制が毎日勤務（日勤）と交替制勤務（当直勤務）が混在する特性があるなか、救急需要の増加や、定年の引き上げ、働き方改革による制度改正など、人員管理に係る様々な課題に直面している。小田原市消防本部定員管理計画（以下、「本計画」という。）は、これらの課題に適切に対応し、住民の安心・安全を確保するための消防本部における効率かつ効果的な人員体制を整備することで、安定的な消防行政運営の推進と継続性を確保し、災害リスクに備え、住民サービスの向上の実現を図るものである。

2 計画の意義と位置づけ

消防本部の運営において、定員管理は組織を維持・発展させるための基本的な施策であり、特に、近年の災害リスクの増加や高齢化による救急需要の増加は、消防職員の配置や勤務体制を見直す必要性を高めている。本計画は、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治法の基本原則に則り、質の高いサービスを継続的に提供するための指針として機能するものである。

また、本計画は、上位計画である小田原市消防計画に即して策定されるものであり、特定の分野に関する個別具体の計画として、定員管理に関する基本方針や人員配置案を示し、計画の実現に向けた具体的な取組等を明らかにするものである。

3 計画対象期間

本計画では、令和 9（2027）年度から令和 18（2036）年度までの 10 年間を対象とし、この期間内において、計画的な人員配置および職員採用を実施し、業務の効率化を図るものとする。また、この計画期間中には、社会情勢や財政状況の変化が見込まれるため、小田原市消防計画に合わせ柔軟に見直しを行いながら持続可能な消防行政運営を目指す。

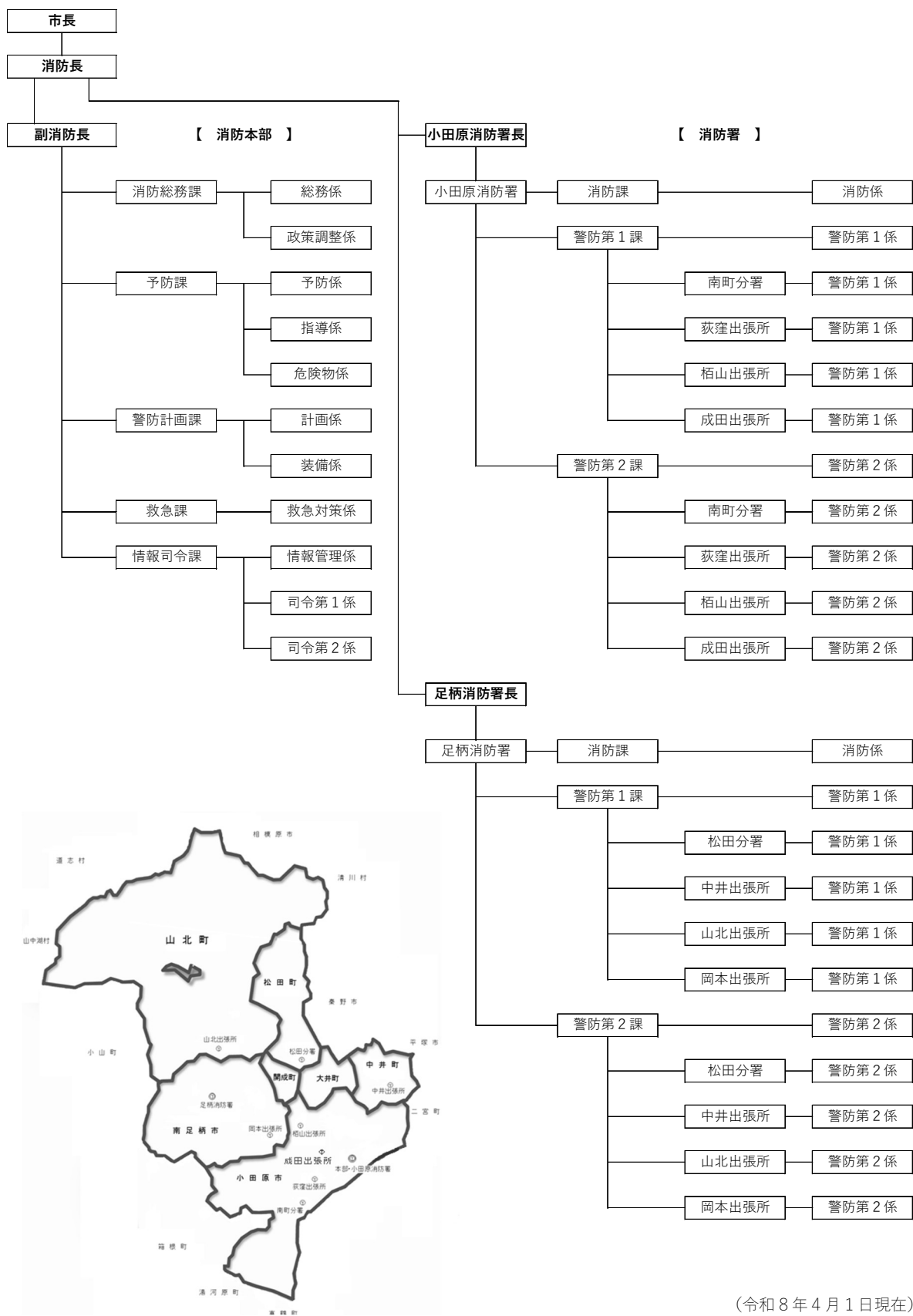
4 小田原市消防本部の現状と課題

（1）組織概要

小田原市消防本部（以下「本市消防本部」という。）は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の県西 2 市 5 町を管轄し、1 つの消防本部と 2 つの消防署、8 つの分署・出張所で構成されており、管轄内は、山間部、海岸部、市街地と異なる地形が広がり、海岸部では津波や台風被害が懸念され、市街地では人口密度が高く火災発生リスクが高くなっているほか、高速道路や鉄道網が複数通るため、交通事故やインフラ被害への迅速な対応が求められている。

これらの管轄内の広範な地理的条件に対応するため、各消防署所には指揮隊、消防隊、救急隊及び救助隊などがバランスよく配置されており、現行の定数は 375 名で、火災や救急活動、救助活動、火災予防業務など多岐にわたる業務を担っている。

【図】組織図

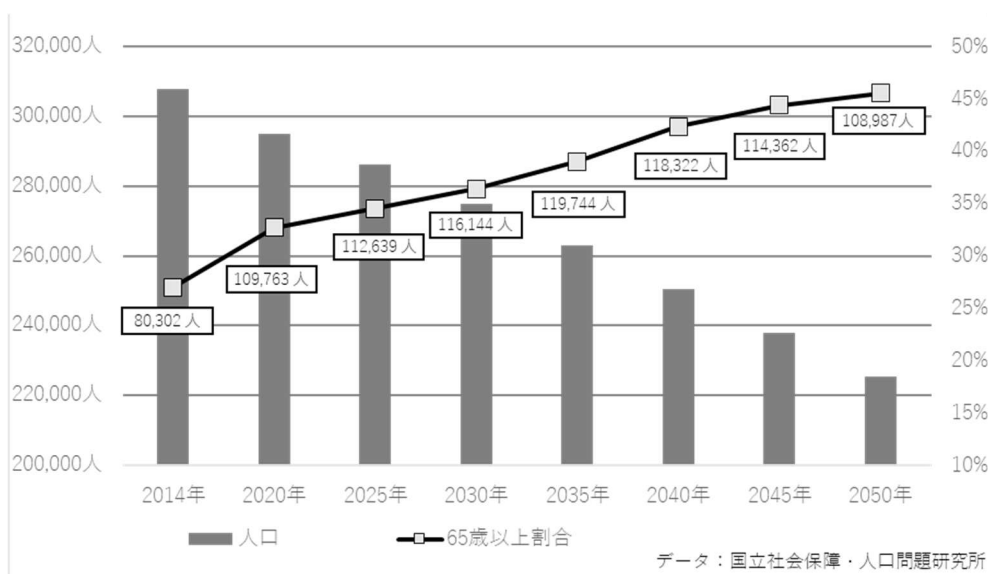


(令和8年4月1日現在)

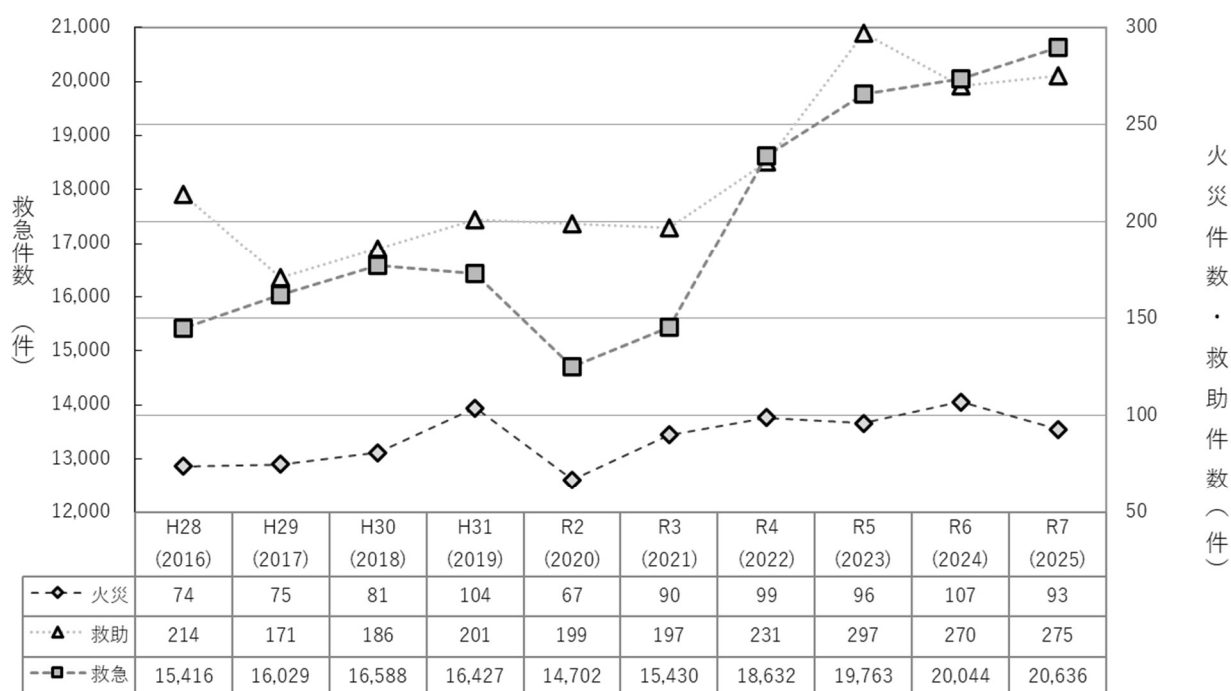
(2) 救急出動件数の増加

管轄内の救急出動件数は、高齢化の進行や酷暑の影響などにより年々増加の一途をたどり、近年では年間2万件を超えて過去最多を更新し続けている。救急出動件数の急増に対し救急車の台数や隊員数には限りがあるため、要請から現場到着までにこれまで以上の時間を要する事態が懸念されている。また、救急隊員は連続して出動・対応を迫られることがあり、現場活動の質の維持や安全管理が大きな課題となっている。

【表】管轄内人口推移・高齢化率（+将来推移）



【表】災害活動件数の推移



(3) 働き方改革等への対応

本市消防本部は主として災害現場活動を担う交替制勤務職員が約 80%を占めており、比重が非常に高いほか、毎日勤務職員の中には、日勤救急隊や火災原因調査隊として災害現場活動を担う職員も含まれている。消防は、24 時間 365 日、常に災害即応体制を維持しなければならないことから、危険の伴う災害活動に耐え得る強靱な体力や良好な健康状態の維持が必要となる。これらの消防特性に鑑み、安全かつ効率的な現場活動を確保していく必要がある。

【表】勤務体制別消防吏員数

勤務体制別	毎日勤務	交代制勤務	計
消防吏員数	80	308	388
割合	21%	79%	100%

(令和 8 年 4 月 1 日職員配置表に基づき作成)

※ 1 毎日勤務者については市長部局等に派遣されている職員及び消防学校など消防本部以外で勤務する職員を含む

※ 2 再任用者も含む

他方、社会的な要請として働き方改革が進む中、消防職員 1 人当たりの年次休暇平均取得日数は 10 年前と比較して年間で約 6 日増加しているほか、育児休業取得人数については 10 年前と比較して 17 人増加している。さらに、療養休暇取得者については、新型コロナウイルス等の感染症による影響はあるものの、大幅に取得者が増加している傾向がある。

また、総務省による「令和 3 年度地方公務員の退職状況等調査」によると、消防職の普通退職人数のうち、40 歳未満の離職率は、全体の 80%以上となっており、小田原市消防本部においても自己都合による退職者のほとんどが 40 歳未満の若年層となっている。消防採用試験の申込者数が減少傾向にある一方で、普通退職者の若年化が進行している状況であり、今後は更に人材確保が困難になると予想されている。

災害対応のため部隊配置人数が定められている消防業務の性質上、これらの働き方改革に対応するためには適切な人員管理が重要となっている。

【表】年休・休暇等取得状況（うち育児・療養休暇）推移

年度	職員数 (人)	退職者 (人)			年次休暇 平均取得日数 (日)	療養休暇 取得者数 (人)	育児休業等 (人)	
		定年	自己 都合	その他			育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
平成 28 年度	358	10	2	0	6.7	14	0	0
平成 29 年度	359	3	2	0	7.1	23	0	0
平成 30 年度	363	3	5	0	7.7	14	0	0
令和元年度	363	4	3	1	11.6	24	3	0
令和 2 年度	363	3	5	0	9	21	5	0
令和 3 年度	373	4	1	0	8.9	18	3	0
令和 4 年度	374	3	2	1	10.5	37	8	1

令和 5 年度	374	0	10	0	12.8	116	9	1
令和 6 年度	377	4	12	0	12.6	115	14	1
令和 7 年度	379	0	4	0	12.2	104	17	2

※再任用職員と会計年度職員を除く。

(4) 定年引き上げへの対応

消防業務は、生命や安全を守るための強靱な体力や高度な技術を必要とする特殊な職務であることから年度内に 61 歳から 65 歳を迎える職員（以下「高齢期職員」という。）が現場活動に従事することにはいくつかの課題がある。

まず、多くの高齢期職員は 60 歳を迎える時点で管理監督者としての役割を担っており、現場で隊員レベルの活動を行うことが難しい状況にある。また、体力の低下により若手職員と同等の活動を遂行することが困難であり、結果として高齢期職員が活動時間の短縮や効率の低下を招く可能性がある。さらに、高齢期職員が増えると、安全面においても周囲の職員に影響を与える可能性があるため、1 部隊内で高齢期職員を 1 名に制限するなどの対応が必要となる。

他方、総務省消防庁は、定年引き上げに伴い、職員の年齢構成の偏りや世代間の技術継承の断絶を防ぐため、定年退職者が生じない年度も含めて毎年度の新規採用者数を「平準化」した採用計画を策定することとしている。

これらの消防業務の特性上、段階的な定年引き上げによる過渡期では、世代間のバランスを維持しながら効率的に組織運営を行う必要があることから一時的な定数増加措置が必要である。

【表】年齢構成の推計

年齢構成	令和 8 年 4 月 1 日時点		令和 18 年 4 月 1 日時点(見込)	
	職員数	割合	職員数(見込)	割合
18 歳～29 歳	90	23%	39	10%
30 歳～39 歳	91	24%	93	24%
40 歳～49 歳	74	19%	91	24%
50 歳～59 歳	123	32%	74	19%
60 歳～65 歳	6	2%	87	23%
計	384	100%	384	100%

※退職補充による新規採用を前提に職員数を見込んだ場合で、再任用者と会計年度職員は除く。

(5) 消防力の評価

ア 消防力の整備指針充足率

総務省消防庁が、消防の責務を果たすために必要な施設及び人員について定めた「消防力の整備指針」に基づく基準算定数に対する整備数をもとに評価されている。昨今、救急出動件数が増加傾向にあるが救急自動車の整備数が基準算定数を下回っているほか、定年引き上げや働き方改革による制度改正が進む中で、消防職員数についても整

備数が基準算定数を大きく下回っている現状となっている。

【表】消防力の整備指針と充足率（令和 7 年度消防施設整備計画実態調査から抜粋）

施設等	単位	基準算定数	整備数	充足率（％）
署所	署所	9	10	111
消防ポンプ自動車	台	12	13	108
はしご自動車	台	2	2	100
化学消防車	台	2	2	100
救急自動車	台	13	12	92
救助工作車	台	3	3	100
指揮車	台	2	2	100
消防職員	人	487	391	80

※1 「基準算定数」は、消防力の整備指針に基づき地域特性を考慮し、算定した数。ただし、消防職員については、車両の乗り換え運用や兼務を考慮した数としている。

※2 「整備数」は、実際の保有数(非常用を除く)としている。

イ 消防職員数の評価

消防職員数の不足により、消防力の整備指針に規定される消防部隊の編成（搭乗人員）が確保できておらず、活動に支障をきたしている。例えば、消防隊員が 3 名となった場合、現場到着時の初期活動（ホース延長、放水、救助、安全管理など）を同時に展開することが困難となるほか、隊員の安全確保（バックアップ体制）が脆弱となっている。

また、救急需要の増加に伴う業務負担は、救急隊員のみならずその支援に当たる消防隊員にも及んでいる。例えば、常時運用している救急車が不足した場合、消防隊が救急隊に編隊し予備車両である非常用救急車にて救急業務を補わざるを得ないケースが多く、本来の消防活動に影響が及ぶことで、火災等の対応に支障が生じる可能性が高くなっている。

【表】消防力の整備指針に規定する搭乗人員数※を満たしていない日数

所属		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小田原消防署	警防第 1 課	78 日	83 日	78 日
	警防第 2 課	126 日	111 日	98 日
年度合計		204 日	194 日	176 日
足柄消防署	警防第 1 課	116 日	153 日	144 日
	警防第 2 課	138 日	103 日	95 日
年度合計		254 日	256 日	239 日

※消防力の整備指針に規定する搭乗人員数

- ・消防隊：消防ポンプ自動車 1 台あたり 4 人
- ・救助隊：救助工作車 1 台あたり 5 人（救助隊については 4 名搭乗であれば日数に計上していない）
- ・救急隊：救急自動車 1 台あたり 3 人（救急隊については搭乗隊員を満たしていない日はない）

（６）消防行政運営上の課題

本市消防本部は、地域住民の安心・安全を守る中核的な役割を担い、緊急時の火災、救急活動のみならず、日常における防火査察など多岐にわたる業務を行っているものの、いくつか検討すべき課題が存在する。

ア 欠員対応の仕組みの不足

不測の職員休職、休業、退職などが発生する事態が増えており、消防本部の定数不足が深刻化している。交替制勤務者への負担増加や即応体制の低下が懸念される。

また、組織内での柔軟な欠員補充対応の応援体制が不十分である点も課題となっている。この状況を改善するためには、消防組織全体で協力関係を強化し迅速な欠員補充を可能とする仕組みが求められている。

イ キャリア育成プログラムの不足

消防組織における制度や予算、政策の企画、調整など、専門分野における若手職員の育成が停滞し、専門的業務の継承が滞っている状況が明らかになっている。この問題に対応するためには、職員がスキルを磨く実践的な機会を提供し、組織の活性化に繋がるキャリア育成制度を整備することが必要となる。また、特定職員に業務が集中する「業務属人化」を解消し、職員の意欲向上や能力開発を促進することで、離職の防止を図ることが重要な課題となっている。

（７）他の消防本部（局）との比較

消防署所、消防職員及び消防車両等の数については、地域ごとの消防需要や地理的要因等の「地域の実情」が大きく異なることから、一概に人口等を用いて他の消防本部（局）との比較・批評することは現実的ではない。

単なる人口比率だけで消防力を比較すると、過疎地や特殊なリスクを抱える地域の必要性が正しく評価できないため、各地域特有の消防需要や地理的状況に基づいた評価が求められる。

５ 定員管理計画

（１）目標の設定

定員管理計画の目標は、地域特性や災害リスクを踏まえた適正人員配置を行い、人件費の平準化と消防業務の安定的な提供を実現することである。特に社会情勢や消防を取り巻く環境の変化、災害の多種多様化、救急出動件数の増加等に対応するため、迅速な対応力を維持しつつ、限られた人的・物的資源を有効活用する体制を構築する必要がある。

したがって、新しい技術やシステムを導入し、業務の効率性を向上させるとともに、職員への負担を軽減し持続可能な組織運営を目指し、最終的には住民の生命と財産を守るための消防力強化を達成していく。

また、消防組織内における毎日勤務者と交替制勤務者の人員相互補完体制をシステム化し、急な欠員や業務負荷増加時期に迅速かつ適切な応援体制を図ると同時に柔軟で効

率的な人員配置を通じて、地域の安全確保と職員間の連携強化を目指すものとする。

（２）定年引き上げに伴う定員増加措置

ア 背景と目的

消防職員の定年を現行の 60 歳から 65 歳へ段階的に引き上げる制度改正に伴い、一時的な定数増加措置を実施するものである。この措置は、消防職員の世代間のバランスを維持しながら効率的に組織運営を行うため、定年退職者が生じない年度も含めて毎年度の新規採用者数を「平準化」して採用することで、災害対応力を維持・強化し、現場業務の負担軽減を図ることを目的とする。

イ 定員増加方針

制度改正に伴い、新規採用職員の確保と高齢期職員の活用を進めるとともに、定数の一時的な増員を行う。現行の 375 人から、必要に応じて最大 400 人程度までの人員増加を計画的に実施し、業務負担を分散させる体制を整える。

また、段階的に進む定年引き上げ期間において、適切な人材を安定的に確保するためにも年齢構成の均衡を保ちながら新規採用を継続していく。

ウ 定員増加に伴う具体的対応策

（ア）採用計画の平準化

退職者が減少する期間中においても、毎年度一定数の採用枠を確保し、若手職員の減少防止と技術の継承・育成を図る。

（イ）高齢期職員の活用強化

高齢期職員を教育指導に携われる部署へ積極的に配置することで、知識と経験を最大限活用する。

（ウ）業務効率化の推進

ICT 技術の導入による負担軽減や業務効率化を進めるとともに、体力面での制約が生じる高齢期職員の活動負担を考慮した資機材等の導入を図る。

エ 定員増加措置の見直し

消防職員の業務負担や現場対応力など、定数増加措置の進捗状況を分析するとともに、人口動態や災害リスクの変化に応じて柔軟な見直しを行い、定年引き上げ完了後には長期的な定数適正化を目指す。

（３）人員配置計画

ア 職種別の必要人員数

社会情勢や消防を取り巻く環境の変化、災害の多種多様化、救急出動件数の増加等に対応するため、消防力の整備指針に基づき、消防隊員、救急隊員、通信員、指令員及び予防要員などの職種ごとに適正な人員数を試算した結果、条例定数を現在の 375 人から 400 人へ増員する。具体的には、救急需要対策及び定年引き上げ等による定数増加措置による「20 人」を加えた「395 人」が最低必要人員定数となるが、高齢期職員配置可能人数を超える期間への対応と想定外の事態に対する人員増を見据え、「400 人」

を必要定数とする。

なお、人員増については、本計画策定後直ちに定数 400 人とするのではなく、定年退職者が生じない年度も含めて毎年度の新規採用者数を平準化して採用するなど計画的に適正人員を確保していくものとする。

イ 部隊配置の見直し

(ア) 機動部隊の配置

増加する救急需要に迅速に対応するため、特定の消防署に配置するのではなく、救急の多い時間帯や地域に合わせて機動的に待機場所を変える救急部隊を消防本部として新たに配置するほか、これまで、小田原消防署の部隊として配置されていた高度救助隊を、消防本部の直轄部隊とし、高度な専門技術や特殊な資機材を駆使し、広域のかつ困難な自然災害等に対応する機動救助隊(仮称)として配置換えを行う。

(イ) 災害需要に応じた人員配置の見直し

各消防署所における災害出動件数に応じた効率的かつ効果的な人員配置の見直しを行う。

ウ 新たな人員配置制度の創設

(ア) 人事管理相互応援制度

消防組織内の応援体制を制度化することで、欠員や業務量の不均衡時に柔軟に人員を入れ替え配置し、組織運営を効率化する取り組みであり、迅速な人員補充だけではなく、キャリア育成や、流動性の向上につながる仕組みを実現する。

また、交替制勤務である消防署に人員配置するよりも、消防本部や各消防署消防課(毎日勤務)にマルチに対応可能な応援職員を配置することで、職員数の増加を最低限に抑えることが可能となる。

(イ) 人材バンクの構築

消防組織内で職員のスキルや経験を最大限に活用するため、必要な場合に応援職員として柔軟に他の業務に従事できる制度であり、消防本部全体で職員情報(スキル、資格、経験)を可視化し、応援可能な職員のリストをいつでも把握できる人材バンクを構築する。このことで、欠員発生時に混乱なく迅速に応援職員を配置することが可能となる。

※ 当該制度は、原則として年度途中で休職又は休業、派遣等により、条例で定める消防職員の定数外となる職員が発生した場合に適用するものであり、通常の休暇等に適用するものではない。

【表】必要人員(定数)の現在人員との比較

番号	部署	課	係	現在人員定数 (令和7年10月1日)	必要人員定数	うち高齢期職員 配置可能人数
1	消防本部	—	—	4	4	
2	消防本部	消防総務課	—	5	4	
3	消防本部	消防総務課	総務係	5	7	1

4	消防本部	消防総務課	政策調整係	1	3	
5	消防本部	予防課	－	4	4	
6	消防本部	予防課	予防係	2	4	1
7	消防本部	予防課	指導係	3	4	1
8	消防本部	予防課	危険物係	3	4	1
9	消防本部	警防計画課	－	2	3	
10	消防本部	警防計画課	計画係	2	3	1
11	消防本部	警防計画課	装備係	2	3	1
12	消防本部	警防計画課	救助係	0	16	0
13	消防本部	救急課	－	2	2	
14	消防本部	救急課	救急対策係	3	12	4
15	消防本部	情報司令課	－	5	3	
16	消防本部	情報司令課	情報管理係	3	3	1
17	消防本部	情報司令課	司令第1係	7	9	5
18	消防本部	情報司令課	司令第2係	7	9	5
消防本部 計				60	97	21

番号	部署	課	係	現在人員定数 (令和7年10月1日)	必要人員定数	うち高齢期職員 配置可能人数
19	小田原消防署	－	－	1	1	
20	小田原消防署	消防課	－	2	2	
21	小田原消防署	消防課	消防係	8	5	2
22	小田原消防署	消防課	消防団係	0	2	1
23	小田原消防署	警防第1課	－	4	4	
24	小田原消防署	警防第1課	小田原消防署	33	25	5
25	小田原消防署	警防第1課	成田出張所	10	10	2
26	小田原消防署	警防第1課	南町分署	17	17	2
27	小田原消防署	警防第1課	荻窪出張所	10	10	2
28	小田原消防署	警防第1課	栢山出張所	10	10	2
29	小田原消防署	警防第2課	－	4	4	
30	小田原消防署	警防第2課	小田原消防署	33	25	5
31	小田原消防署	警防第2課	成田出張所	10	10	2
32	小田原消防署	警防第2課	南町分署	17	17	2
33	小田原消防署	警防第2課	荻窪出張所	10	10	2
34	小田原消防署	警防第2課	栢山出張所	10	10	2
小田原消防署 計				179	162	29

番号	部署	課	係	現在人員定数 (令和7年10月1日)	必要人員定数	うち高齢期職員 配置可能人数
35	足柄消防署	－	－	1	1	
36	足柄消防署	消防課	－	2	2	
37	足柄消防署	消防課	消防係	4	4	2
38	足柄消防署	警防第1課	－	4	4	
39	足柄消防署	警防第1課	足柄消防署	18	18	3
40	足柄消防署	警防第1課	山北出張所	10	6	2
41	足柄消防署	警防第1課	岡本出張所	6	10	2
42	足柄消防署	警防第1課	松田分署	17	17	2
43	足柄消防署	警防第1課	中井出張所	10	10	2
44	足柄消防署	警防第2課	－	4	4	
45	足柄消防署	警防第2課	足柄消防署	18	18	3
46	足柄消防署	警防第2課	山北出張所	10	6	2
47	足柄消防署	警防第2課	岡本出張所	6	10	2
48	足柄消防署	警防第2課	松田分署	16	16	2
49	足柄消防署	警防第2課	中井出張所	10	10	2
足柄消防署 計				136	136	24

	現在人員定数 (令和7年10月1日)	必要人員定数	うち高齢期職員 配置可能人数
小田原市消防本部 合計	375	395	74

※網掛けの数は、現在人員定数から変化があった数

(4) 消防職員採用計画

定年引き上げに伴う消防職員の年齢構成に加え、退職者とそれに連動する新規採用職員数が変化することから、こうした変化に柔軟に対応しつつ、定年引き上げ期間中のみならず定年引き上げ期間後も含めて消防力を維持・確保していくため、適切な定員管理を行っていく。

特に消防では、消防学校における専門的な教育が必要なことや、災害経験等を踏まえた長期的な人材育成が必要となることから、他の職種に比べても、安定的な採用者数を確保することが重要であり、将来的な職員の年齢構成を考慮した上で、効率的な組織運営を実現するために計画的に人材を採用する必要がある。

消防職員の大量定年退職による消防力の低下、組織の硬直化と危機管理の低下、更には住民サービスに支障をきたすことが懸念されることから、安定した確実な人材確保に向け、毎年度の採用者数を平準化する。

【表】消防職員採用計画

(単位：人)

年度（令和）	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
定年退職者数	2	0	4	0	4	0	4	11	16	10
新規採用職員数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
職員数合計 (定数見込)	372	380	384	392	396	404	408	405	397	395

※1 新規採用職員は、採用年度に消防学校に長期入校するため定数外となり次年度に条約定数内の職員数に加わる。

※2 定年退職者数は、前年度末の退職者数を当年度の人数として記載している。

（５）財源確保計画

ア 定員管理計画に基づく人件費試算

本計画の実施に伴い、必要となる人件費や設備費を試算し、適正な予算計画を策定する。具体的には、増員分の給与や福利厚生費、訓練費などを組み込んだ詳細な予算案を作成し、市の財政状況と照らし合わせて柔軟に対応していくものとなる。

また、増加する救急車両や通信設備の更新費も試算し、災害対応力を維持するための財源確保を徹底し、計画的な財務管理を実現していく。

イ 国や県の補助制度の活用

国や県が提供する財政支援や補助金制度を積極的に活用し、消防施設や資機材等の更新・整備することで、計画的な資金調達を進めるほか、補助金申請の効率化を図るため専任職員を配置し、迅速な手続きを行うことで、財政負担を抑えながら、消防力の強化に必要な予算を確保していく。

ウ 財源確保の手法

財源確保においては、補助金等の活用により財源負担を軽減しつつ、リスクを考慮した先行投資、事業停止・事業刷新及び業務アウトソーシング等の手法を適切に活用し人員及び施設の維持管理を行うことで、消防力の向上を目指す。

（６）施設等整備計画

本計画の実施に伴う人員増に対して、現状の施設キャパシティでは対応が困難なことから、現在の執務スペースの改修・整備だけでなく、一部機能の他拠点への移転や集約を含めた中長期的なレイアウト・運用の最適化を図る。また、必要となる事務什器やロッカー、通信機器の整備等についても計画的に整備していく。

（７）訓練計画とキャリア支援

ア 職員教育・訓練の拡充

消防職員の能力向上を目的に、役職・職種ごとに専門的な訓練を実施していく。

また、地域特性に合わせた震災・水災訓練を定期的の実施し、地震や台風などの自然災害に対応する実践力の強化を図る。さらに、大規模災害時における広域連携訓練も実施し、相互応援体制の運用力向上を図る。

イ キャリア支援制度の整備

消防職員のキャリア形成を支援する実践型キャリア育成制度を設け、スキルを磨く実践的な機会を提供する。

また、所属ごとの役割分離を防ぎ、職員が多様な業務を経験することでモチベーションを向上させる「キャリア育成と応援」の仕組みを整備し、組織全体の活性化を目指す。本計画では、キャリア支援制度の整備を進め、「毎日勤務（日勤）」と「交替制勤務（当直勤務）」の連携を強化しつつ、職員間の相互学習体制を整備していき、双方の勤務形態が持つ資源を最大限活用した人員相互補完体制を実現することで、職員一人ひとりのキャリア形成を支援するとともに、組織全体の効率化を図る。

（８）業務効率化の取り組み

消防業務の効率化を図るために、ICT（情報通信技術）を積極的に活用していく。具体的には、最新の消防指令システムを導入し、災害時における迅速な情報伝達や出動指令を可能とするほか、電子地図管理や設備点検のデジタル化を進め、現場活動における精度と効率性の向上を図る。さらに、ペーパーレス化や庶務業務の統合管理を実施し、職員の事務負担を軽減することで、災害対応への専念を促すなど、技術の導入と業務の見直しを組み合わせることで運営の効率化を進めていく。

県西地域における消防指令業務の共同運用に関する検討について

1 背景

消防の広域化については、「神奈川県消防広域化推進計画(令和7年3月)」、並びに「消防の連携・協力の推進について(平成29年(2017年)4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知)」に基づき、具体的な推進が求められている。そのような中で、県西地域は、平成25年3月31日に小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の2市5町が先行して広域化を実現した。また、箱根町、真鶴町及び湯河原町の3町では、広域化に対して段階的に参加することが計画されており、小田原市消防本部、箱根町消防本部及び湯河原町消防本部の間において、消防活動の連携と協力をより一層推進することの重要性が増してきている。

2 検討経緯

2市5町が先行して広域化を実現してから、小田原市消防本部、箱根町消防本部及び湯河原町消防本部の間において定期的な意見交換が行われてきた。その中で、令和元年度の県西地区消防行政協議会において、「専門的な人材育成の推進」、「消防指令業務の共同運用」、「消防の広域化」について継続検討することとされていたが、新型コロナウイルスの感染拡大以降、検討等は実施されていない状況にある。

このような状況を踏まえ、令和8年5月8日に開催された県西地区消防行政協議会総会において、継続検討となっていた項目のうち「消防指令業務の共同運用」について、改めて検討を進めることが確認され、県西地区消防行政協議会総務部会において諸課題を検討することになった。

3 消防指令業務における現状と課題

指令システムは消防本部ごとに個別に導入・運用されてきたことに加え、技術の進展や物価の高騰に伴い更新に係るコストは増加する状況にある。また、近年の自然災害激甚化やＩＣＴ環境の急速な進展、通報手段の多様化への対応のみならず、システムに精通した専門人材の不足などの課題も浮き彫りとなっている。

消防指令業務の共同運用の効果としては、国が示す「市町村の消防の広域化に関する基本指針」において、「高機能消防指令センターを共同運用することにより、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることが出来ることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制の確立などが見込まれる」とされていることから、県内においても指令システムの共同運用が進んできている。

4 今後の進め方

総務省消防庁では、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」において、消防の連携・協力を行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、財政措置を講じるとしている。そこで、消防指令業務の共同運用の実施判断に必要な消防本部ごとのメリット・デメリットを整理するとともに、消防指令業務の共同運用に関する研究・検討を行う。

なお、主な協議・検討項目については、次のとおり。

- ① 共同運用の方式
- ② 共同指令センターの設置場所
- ③ 経費の負担方法
- ④ 主な財政措置及び財政効果

- ⑤ 勤務体制及び配置人員
- ⑥ 部隊管制・応援体制のあり方
- ⑦ 各市町消防団・防災部局との連携
- ⑧ 共同事務の整理

5 検討スケジュール(案)

令和8年10月を目途に諸課題の精査を進め、神奈川県西部広域行政協議会にて検討結果を報告する予定である。

月	内容
令和8年 5月～	・県西地区消防行政協議会総務部会で、消防指令業務の共同運用に関する検討を実施
7月	・神奈川県西部広域行政協議会に、消防指令業務の共同運用について説明
8月	・県西地区消防行政協議会で、消防指令業務の共同運用に関する検討報告書を確認
10月	・神奈川県西部広域行政協議会に、消防指令業務の共同運用に関する検討結果を報告